

委員会録

- 名称 決算特別委員会（2日目）
- 日時 令和4年9月14日午前9時30分から至午後4時13分
- 場所 和束町議会議場
- 出席委員 委員長 岡田 勇 副委員長 村山 一彦
委員 8名 欠席 0名
- 説明出席者 町長 副町長 管理職員
- 議長等 議長 岡田 泰正 副議長 岡田 勇
議会事務局 局長 島川 昌代 書記 西田 絵美

令和4年和束町決算特別委員会

○委員長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。

昨日13日に引き続き、決算特別委員会を再開いたします。

委員の皆様をお願いします。

昨日同様、質問される委員は、最初に何ページのどの項目かを明確にし、質問してください。

最初に、昨日の岡本委員の質問に対して町長より答弁の申出がありましたので、許可いたします。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

みなし解散の件ですが、このとき私7年と、これは人間失踪宣言のときの7年とか、そういうものがあるんです。大抵、全部それに準じているんですが、この年度というのは、解散からとか、また会社が何かというように年数がありますので、その年数を7年とか10年とかいろいろありますので、私、昨日7年と答えましたが、この年度については削除していただいたらありがたいなど。この件については重要事項でありますので、議決によって処理していくと、こういうことありますので、ご理解のほうをお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

それでは、質疑を続けます。

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

おはようございます。

何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、決算資料の92ページ、スマートワーク・イン・レジデンス事業委託料についてでございます。

決算額が300万円とありますけれども、この事業で利用された件数を教えていただきたいです。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

はい、お答えいたします。

令和3年度の利用件数につきましては152件、648名の方が利用されております。

また、参考ですが、令和2年度の利用件数につきましては151件、利用者につきましては538人というところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

152件、648名ということで、多くの方が利用されているわけですが、この事業に対する収入というのは、この資料の12ページに示されている和東町スマートオフィス使用料10万4,000円、また資料の18ページの国庫補助金、地方創生推進交付金（スマートワーク）の分の75万円、38ページの府補助金、スマートワーク・イン・レジデンス事業交付金150万円、これで間違いはないですか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

高山委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

間違いないということでございます。

これは収入合計をしますと235万4,000円ということになるんですね。委託料が300万円ということですから、やはりそこには開きがあるというふうに思うんですが、これだけの費用をかけてやる事業ですから利用していただかないと駄目だろうと。委託料を回収できるような事業の取組というのが必要だろうと思うんですが、そういった取組についてどのようにこれまでされてきたのか。

私はホームページのほうを見ますと、和東町のホームページでは詳しい案内が出てこないですね。インターネットで調べますと近畿ツーリストのほうの案内というのは出てくるんですけども、町のホームページでそれを見つけられなかったんです。ですから、そのあたりの利用していただくための努力・発信なり必要かと思うんですが、これまでどのような形で利用促進に努めてこられたのか、また、今後どのように考えておられるのかお願いできますか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

はい、お答えいたします。

使用料の収入につきましては、委員のおっしゃるとおり10万4,000円というところでございますが、利用日数につきましては106日間のご利用があったというところでございます。

使用料につきましては1事業につきまして1日1,000円、また時間にしまして3時間500円と、比較的安価な価格で使用いただいております。民間で管理委託されている施設につきましては、使用料プラスパーソナルブース使用料を徴収しておられるケースもございます。

和東スマートワークオフィスにつきましては、町外の企業や個人事業主の人材を呼び込み、移住・定住や新しい仕事づくりなど、地域経済の活性化に取り組む施設としてご利用しやすく設定させていただいているところでございます。

また、茶源郷まつりの企画会議やオンライン開催場所としてご利用いただいているところでございますが、また、連合教育委員会も使用していただいておりますが、その料金につきましては減免させていただいているというところでございます。和東スマートワークを広く知っていただくという機会になったのかなというふうに感じているところです。

これまで学研の企業の呼び込みということで進めてまいりました。令和3年度も一企業が10月1日から令和4年1月31日までの74日間と長期にわたりご利用していただくということができているところでございます。

また、そのほか、オリンピック期間中に合わせまして和東茶を海外へ紹介する和東茶マラソンというのを開催され、世界64か国から約900人以上の方が参加されるなど、利用者としてはカウントはしておりませんが、オンラインで和東スマートワークオフィスを知っていただきたい機会になったのではないかと感じています。

また、引き続き、学研都市をはじめ町外の企業や個人事業主に利用を呼びかけさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

これからも努力いただくということでございます。

やはり事業費を回収できるような形での取組をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、決算説明資料の292ページ、下水道事業特別会計でございます。

これは一般質問の中でもさせていただきましたが、下水道事業ストックマネジメント設計業務委託料として3,049万3,100円となっております。令和2年度の決算額を見ましても1,120万円、また令和4年度予算で見ますと1,700万円という予算がございます。この業務委託の内容を具体的に説明をお願いしたいと思います。

それと、また、この業務委託につきましては、下水道施設のそれぞれの耐用年数に応じて今後も継続する必要があるのかどうか、これについても説明をお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問についてお答えさせていただきます。

ただいま高山議員からいただきましたストックマネジメント計画につきましては、令和2年度から行っております。これにつきましては、全体計画をまず上げるということから始めます。初年度に全体計画を上げた上で、2年目に点検調査ということで浄化処理場の施設を行いまして、令和4年度末をめどに管路の修繕計画を上げるということになりますので、3年間かけまして事業を進めてきております。全体の事業費としましては、先ほどございましたが、約5,600万円強の補助事業をもって行っております。

ストックマネジメント計画につきましては、目的としましては、今後の事業に生かしていくということになります。これは橋りょうでも行っていますように、長寿命化の計画でございます。どの施設をどういう形で整備していくのかというのを点検し、その後、計画を立て、それを修繕していくということになります。

今後についてですけれども、この計画で出来上がったものを各年度ごとに今度は実施設計を組んでいきます。組んでいった結果、実施設計の後に工事を発注していくということになります。

下水道事業の機器につきましては耐用年数が大体15年となっております。モーター

とかポンプとか電子機器になりますので、耐用年数については大体10年から15年になります。

平成12年に動きました施設でございますので、20年を超えています。ストックマネジメント計画の中で長寿命化をやっていくと。抜本的には今の下水道事業の処理施設、管路等々の事業が継続される以上、また何年か後には新たな計画を立ててやるということになりますので、この事業を行っていく上で、大体でいいますと、5年から10年のスパンで次の機会、次の機会という計画を立てていくという形になると思いますので、継続されるのかという点につきましては、下水道事業が行われる以上、長寿命化というのは行っていくことになると思います。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

非常に大きなお金が必要になるということでございます。これもまた今後も5年から10年スパンの点検が必要になってくるということで、また、そのときになれば大きなお金が動いていくという状況になるわけですが、下水道以外の浄化槽、くみ取り等については大谷処理場で処理いただいているということになるんですが、その将来的な動向といたしますか、そのあたりはどのような動きになっていくのか。下水道は大きなお金がかかる。今後、汚水処理をする上で大谷処理場の負担金とか、そういった部分はどのようになるのか、そこを教えていただけたらなと思うんです。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今のご質問でございます。下水道処理につきまして、これは合併浄化槽と同じような状況で、雨水を除く全ての水をそこに持って行って処理をするという事業になります。

大谷処理場につきましては、担当は農村振興課長になるんですけども、これはし尿の施設になりますので、大谷処理場で処理されているのはし尿ということになりますので、合併処理浄化槽の汚泥の部分、もしくはくみ取り式のし尿処理になりますので、これはこれで向こうのほうに運んでいただいて処理をしていただくと。

下水道処理場にそのままし尿を放り込まれるのかという話になるんですけども、今の施設ではそれは不可能です。ですので、今の段階ではハイブリットというか、ダブルヘッターというか、浄化槽関係を含むし尿につきましては大谷処理場、下水道計画区域は下水道処理施設に持っていくということになります。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

今なぜ大谷処理場のことを聞かせていただいたかといいますと、決算審査意見書の中に「今後の下水道事業の在り方を含めた町全体の整備方針を策定する」という意見が出されております。

先日、一般質問では、下水道事業の在り方について副町長のほうから、今後、下水道委員会で議論していただくというような趣旨の答弁がございましたけれども、監査委員の意見から考えますと、議会の特別委員会なり、また検討委員会なり、もしくは審議会等で下水道事業の在り方そのものを根本的に検討する必要があるのではないかなというふうに私、考えてます。そういったことで、大谷処理場のほうにも関係するのかなと思いましたので、質問させていただいたんですが、今後の事業の検討について町長はどのようにお考えなのかご答弁お願いできますか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

ただいま現状はですね、今、課長が答えましたように、公共下水道事業と、そして今のように合併浄化槽のような、今は単一のほうが多いですけども、そういうハイブリット方式であります。当時は建設省の事業、また農林省の集落排水事業とか、総務省の関係だとかいう計画に入っておりました。その後の計画で進めていく方向で検討して下水道はあるんですが、ところが、ご案内のとおり、状況は非常に高齢化したり、今、言われたように検討していかなければならない。

この相楽郡全体で申し上げますと、し尿処理でやっているところは、笠置町、南山城村、これは全域です。木津川市については旧加茂町のほうですね、これが入ってきております。精華町は全域下水道方針で計画を立てております。

そういう状況から、2年前に大谷処理場の整備をやり直しましたが、そのときには精華町と、これから出ていって負担するのが笠置町、南山城村、和東町、そして木津川市の一部で大変です。そのほうでもご議論いただいたところでありまして。残渣については焼却は委託していこうということで、相当縮小してきました。そういう状況に今あります。

和東町におきましては、今すぐハイブリットでどうしようとか、宇治田原方式とか、よそはいろいろやっております。宇治田原と和東町と大きく違いがありますのは、和東町は千何世帯あります。そのうちの3分の2が公共下水道。宇治田原町は2地域で大体100世帯切れるのかなと、こんな思いで思っております。

このとき何が大きな原因になってくるかと申し上げますと、先ほど建設課長の話がありましたように、この公共下水道そのものが20数年、内容によっては15年ぐらいで切り替えていかなきゃならない。設備そのものは1基しかありませんし、ポンプアップもしております。こういうことでは将来大変だと、補助金なしで改修すると何千万円だと。だから、ここは国が進めているように補助金をいただきながら、ストックマネジメントを策定し、この3月で計画を挙げたということです。これに基づいて今度5年ないし10年というものがあるんですけども、これをどうやっていくかとい

うのが下水道委員会で十分これから詰めていってもらいたい、水道と一緒になんですけども。そのときに上がってきますのが、これを直すことは完璧に避けられない。だから、ここの経費がかかりますね。大体ストックマネジメントをやりますと修繕の2分の1が国の補助金がつくということです。そして、その残りの2分の1は、起債とかやらせてもらいながら、あとはやっぱり町の単費が必要なんです。

この単費は、今、言いますように、受益者負担というのが原則になってくるのかなと。そうやってきますと、それを使用料に上げていきますと、比べてみたら2,000万円前後が合併浄化槽のお金はようけかけておられますね。だから、これが逆転する可能性が出てきます。だから、この方式そのものを考えていかないと、そのときに一緒だねってなってしまうたら、なぜ下水道の分をもつのかとか、そういうことになりますから、そういうことも含めながら検討していくのが大事なことであります。

さりとて、今、高山委員にいつも一般質問で心配をかけておりますように、そして今のところ負担かけていいのか。今、状態は環境をよくしようとして動いているのに単一浄化槽で置いといていいのか。これは町として責任あるん違うか。安心・安全であり、そして生活改善なり環境の改善は町として努める必要があるんじゃないか。ここはそれができるまで検討しますってなかなか置いていくんじゃないし、例えば、単一浄化槽を持って、やっぱり和東町としたら合併浄化槽に変えてくださいというお願いをしていかなきゃならない。そのときしやすいように、単一浄化槽については除去するのにとか、そういう検討の余地というのは十分出てくると思いますので、これは具体的には避けますけども、今まだ検討ができてませんので、そこはやっぱり考えていかないといかんだろうと。

もう少しそうしながらいろんな面で、今、高山委員が言われるような方向に向かって、やっぱり合併浄化槽とのハイブリット方式は当面避けられないん違うかなと。もし、いけるんだったら集落排水事業って宇治田原町の例を見てもみますと、あの制度を入れられたかて入ってるのが1年に1件、2件とか、そんな制度ですので、集落排水

場を造ったとしたかてどれだけの形で加入してもらえるだろうか。

今、公共下水道の課題は、高齢化ですので、この辺の考え方とか、合併浄化槽については一旦入れてしまったら絶えず維持しなきゃならん。この辺のところを整理して、今、高山委員からご質問をいただいておりますので、こういったところに関心を持ちながら、どうあるべきかなということで、今すぐお答えはできませんが、うちの内部でも非常話し合っていると、こういう状況でありますので、これは非常に大きな問題といたしますか、ストックマネジメントで大変だと。

本来なら私はし尿浄化槽よりも、薄めて、そしてうちのところに放り込む。しかし、今、課長が言ったように、その施設はなかなか難しいということですので、早くから舞鶴市がそれをやっているんですね。だから、薄めて行って放り込んだら、し尿を持たなくてもいい。しかし、なかなか出ることもできませんしね、だから、そういうことでここは大変な課題として受けとめさせていただきたい、このように思います。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

町長のほうも下水道委員会のほうで議論するという答弁でございました。やはり監査委員の意見書にもありますように、実際、今後ストックマネジメントで繰り返し費用が要るわけですから、その中で住民負担が大きくなるのではないかなという心配もあるわけです。そういったことも含めまして、本当に下水処理はどの形がいいのかということを含めて今後検討いただきたいなというふうに思いますので、そこはよろしくお願ひしたいと思います。

最後、96ページなんですが、茶源郷行政情報配信システムについてお尋ねします。

現在、保有台数は何台あるのか、また、今後も希望者から申請があれば設置は可能なかどうなのか、それと、あと、使用者の利用状況とか使用者の意見、またリクエ

スト等ですね、いろんな意見は調査されているのかどうか、それと、あと、この9月末から予約型の乗合交通の予約ということで、これもタブレットでできるというような形で検討をいただいている。これは本格稼働になってからの宿題になると思うんですが、やはりタブレットにつきましてもインターネット環境を持たない家庭もあるわけですね。そういった方もタブレットで予約できるような、例えば、SIMカードを入れるとか、そういった形でできるようなことも今後検討されるのかどうか、そのあたりをご答弁願いたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

高山委員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

茶源郷行政情報配信システムの更新につきましては、令和3年3月末現在の加入者を対象に把握をさせていただいております。当時497件の機械が設置されておりました。その関係で、機器の購入については500台を購入をさせていただいております。

実際、昨年10月から12月まで業者のほうに旧機械の撤去、また新しい機械の設置ということでお願いをしておりました、実際、うち59件につきましてはもう既に光回線の契約を廃止されたということで旧の機械が使えていない状況でございました。現在のところ設置させていただいておりますのが421台でございます。保有が500台ですので、79台、役場のほうで保管をさせていただいております。あと、今後も希望者から申請があればということでございますが、現在その79台の中で対応を考えたいというふうに考えております。

実際、昨年12月に、一応、希望者全軒設置させていただきまして、昨年1月の広報紙れんけいの折込みで新しい方を募集させていただきました。その中で28台新規で契約をさせていただいているところでございます。

また、使用者の利用状況でございますが、役場に来られる方、また役場の職員等で聞かせてもらいますと、一定、和東町のホームページですね、それと緊急の連絡のメールが来るということで、そういうのを特に利用されているということでございます。

また、議会の生中継、町からのお知らせということで、やはり番組の製作部分の利用が多いという状況でございます。

また、この9月16日と22日ですけれども、職員向けのタブレットの勉強会というのを開催させていただきまして、新しい利用の仕方、また職員のほうからいろんな意見を聴取しまして、このタブレットの使い方を検討していきたいと考えております。

9月30日から公共交通の関係の予約のほうをさせていただくということで考えておりますが、その部分につきましては早急に対応したいというふうに考えております。

また、光回線を持たないところにつきましては、当然、行政からの負担になるのかそれは別としまして、現在、防災行政無線の更新時期を迎えております。それを含めまして検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

それでは、よろしく願いいたします。

昨日、最後の質問のところ指摘をいたしましたけれども、いわゆる国保の扱いについて議論をさせてもらったんですけども、もう長くは言いませんけども、昨日、町長が答弁した内容というのは大変問題があるというふうに思いますし、改めてよく考えていただきたいというふうに思うんですけども、その上で、昨日、課長のほうから、短期保険証について、いわゆる子供さんも含めて同じ扱いをしているという話がありました。やはり子供というのは直接保険税を払う対象ではありませんし、負担能力もないわけですね。滞納があったとしても子供の責任ではない。1人1人が保険証を

持つということであれば、せめて18歳までの子供については正規の保険証をちゃんと渡してあげるといえることが必要じゃないかと。子供の命を守るという点でも大事じゃないかというふうに思いますし、また、ケースとしては、今コロナの関係とかで基礎疾患のある方とか、治療の中断とか、そういったことがあってはならない方もおられると思うんですね。そういう方もしっかり見極めていただいて、ちゃんと安定的に医療が受けられるように、保険証については、そういう方も含めて正規の保険証をちゃんと渡していくということをせめてやっていただきたいというふうに思いますけども、その辺、課長、いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

18歳までのお子さまの保険証の交付でございますが、私どもといたしましては、短期保険証の運用とした今現在の運用で進めたいと思っております。

ただ、お手元に保険証が届いていない期間がないように、有効期限が切れないように、案内につきましては簡易書留で事前に送付する等の手段は取らせていただいているところでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

そういうところやはり丁寧に対応していただけないというのは、やはり国民健康保険のもともとの趣旨、目的からしても間違っているというように思うんですね。やはり正規の保険証を全ての方にちゃんと渡すというのが基本ですから、結局、お金と引換えにしか渡せないというのであれば、それはやはりただの民間の保険と変わらないわ

けで、行政として法的な社会保障をちゃんとやっていくという立場に立っておられるんだったら、せめてそういったことぐらいはやったかて別に何も法にも触れないわけですから、やっていただきたいと。これは真剣に検討いただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、ページ数でいいますと150ページの予防費に関連してですけども、あと、また災害対策費の186ページあたりにも関連しますので、その辺でよろしくお願ひします。

いわゆる新型コロナウイルスの感染対策ということについて少しお聞きしたいと思うんですけども、令和3年度につきましては、ご存じのように、和東町で初めて4月に感染者が確認されたと。その後、デルタ株による感染が夏の間十数件あったというふうに思います。その後、一定収まってたんですけども、ホームページとか確認させてもらいましたけども、年明けからいわゆる第6波と言われている波が来る中で、和東でも約70人ぐらいの感染確認が年度内にあったというふうに思います。そういう点では本町においても本格的な感染というのが来ているという年だったというふうに思います。

その意味で、いろいろ行政としてもご苦勞いただいたというふうに思いますし、それについては敬意を表したいと思うんですけども、幾つかお聞きしたいと思います。

一つは、やはり検査の問題なんですけども、これはもともと災害対策費だったと思うんですけども、令和3年6月議会の補正予算でPCR検査の補助の予算というのがたしか三百数十万円の予算規模で補正されたというふうに思うんです。ただ、その後、結局、未執行の結果になったというふうに思うんですね。やはりせっかく予算化されたにも関わらず、なぜ、これが実行されなかったのか。

昨年11月の総務厚生常任委員会のところで課長は、これが執行されなかったのは実務上の誤りがあったというふうに言われているんですね。それは具体的にどういう誤りだったのかも含めて、この間、予算化したにも関わらず実施されなかった経過と

理由について、また実務上の誤りがあったという中身について説明いただけるでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

和東町におきましては、岡本委員もおっしゃるように、令和3年4月8日に初めての陽性者の確認がされました。以降、第5波、第6波と呼ばれる陽性の方の人数が報告されまして、岡本委員がおっしゃるように、6月の定例会のほうで360万円、人数に直しますと300人分のPCR検査の助成費用の予算を承認いただきました。

総務課といたしまして、実際、誰を対象にするのかということで検討させていただきました。9月末に一定の基準ができたところがございます。しかしながら、その基準というのが、やはり高校生、また大学生、そしてワクチン接種を打つことができない方を対象にこの助成制度を考えていたところがございます。

実際、9月末にその要綱ができて、やはり人を限定しないと300人の予算でございましたので、その部分でどうあるべきかということで、もっと広げる必要があるのかどうか、そのあたりを検討してきたところがございます。

国のほうから、11月になりまして、一定、無料の検査の制度が創設されるという話を聞きました。もともと私どものほう、やはり受験者、高校の入試、また大学の入試、大学生の里帰り等を対象に考えていたところがございますので、その部分、事務的な誤りがあったということで報告をさせていただいております。

12月1日付でホームページのほうに立ち上げまして、問合せが3件ございました。実際、3件のうち全て医療機関での無料の検査を受けられましたので、この360万円につきましては執行はしておりません。1月から3月まで第6波と呼ばれる新型コロナの感染の広がりを見せましたが、和東町の助成の対象となる方がおられなかった

ということで、未執行になっているという状況でございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

今そういった経過説明があったわけですが、ただ、予算というのは、どういう事業を行うかということと一体のものだというふうに思うんですね。いわゆるその三百数十万円というのは、もちろん当時のPCR検査をやった場合にどれぐらいかかるかとか、大体、何百人ぐらいやればというところで計算されたのかもしれませんが、とりあえず予算をつけて後で内容を考えるというのは基本的にあり得ないと思うんですよね。

特にこういう検査に関わる、本当に急がれる事業という中でいえば、9月末にやっとその基準というのができています。要は、6月議会で予算計上しているという意味では3か月経ってるわけですね。ですから、その中身を考えるだけで3か月を要していると。実際にホームページ上に挙げたのが12月ということですから、さらにまた3か月かかっていると。だから、実際に問合せがあったのはそれからですから、要は6月に予算を計上しているのに、実際に住民の前に現れたのは半年間もかかっているというの、これはどういう構えでこの予算を計上したのかということが大変問われるというふうに思うんです。

11月頃に国のほうが無料検査をやると言い出したというのがありましたけども、その後も手元にはなかなか届かないわけですね。実際に薬局等でありましたけども、すぐに切れてしまって受けられないというような状況もあった中でいえば、この事業がちゃんと運用されていけばもう少し役に立ったのではないかというふうに思うんです。

その中身についても三百数十万円という枠の中で、例えば、期限はあったとしても、

より利用しやすい中身にして、あまり制限もつけずにやればもう少し活用できたんじゃないかと思えますけども、そのあたりの経過、半年間もかかったというのはミスがあり過ぎたんじゃないかと思えますし、もう少し運用もできたんじゃないかと思えますけども、その辺、もう一度いかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたように、6月議会で承認はいただきましたが、その対象者につきましては、その冬に行われます受験される子供を中心に考えておりました。また、1月から3月まで第5波という感染が広がりましたが、実際この助成を活用された方はおられないということで、確かに予算の計上の時期につきましては早かったかも分かりませんが、結果として特に問題はなかったというふうに考えております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

今、受験生を対象にしてたというふうに言われましたけども、当初そんなことを言われてたでしょうかね。

実際に7月、8月にデルタ株の感染がすごく広がったわけですね。国が自宅療養等の方針を打ち出す中で、実際、大変な状況になってたということがあるわけですね。6月の段階で中身も決まってないのに12月以降の受験期に備えてそれをやるんだというようなこと自身は後づけではないかというふうに思いますし、実際、目の前で感染が拡大しているのに、PCR検査というのはそういうものですから、半年以降

も先のことを考えてやっているというのは、それは実務上のミスというよりも、国自身があまり検査を推奨してなかった背景もありますけども、その辺が働いてたんじゃないかと何らか不可解なものを私は思ってしまうんですけども、この件は今後も含めてですね、こういうことは二度とないようにしていただきたいというふうに思うんです。

その上で福祉課長にお聞きしたいんですけども、感染拡大がある一方で、身近に検査を行うということがなかなかできない状況が続いたと思うんですね。そのときのいろんな質疑を振り返ってみますと、国のほうは抗原検査キットを大量に出回らせているというようなことを言う一方で、なかなか回ってこないという状況だったと思うんですけども、その辺は町のほうとして、この検査をどう確保していくかという点でどのような状態であったのかということの説明いただきたいのと、あと、いわゆる年度内に高齢者施設であるとか、また福祉現場等で一定検査をしていただいたと思うんですけども、そのあたり、いつ頃からできたのか、その辺も説明いただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

岡本委員のご質問にお答えいたします。

今ご質問にありました国のほう、検査キット等を国内いろいろなところに配付して行ってということがあったにも関わらず、なかなか和東町住民の手元に届かない、検査ができないという体制につきましては、直接、市町村への配布等というのがございませんでした。基本的に、都道府県経由でということで、それからの配布ということで、そこから各医療機関なり薬局、当然、行政機関として和東町にも児童の関係で保育園、学童保育、また高齢者施設等に配布されるということになりました。これにつきましては、一定、国から都道府県、そこから配布先の検討を府のほうでされた中で

順番に配布ということになりましたので、時期が大幅に遅れたのかなというふうに思っているところでございます。

これにつきましては、その当時に近隣市町村なり保健所のほうで確認を取らせていただきました。現状を聞かせていただきましたら、やはり保健所のほうでも細部のほうまでの配達の手配が取れないというようなことでもございました。

高齢者施設等に配布、また介護事業所のほうへの配布というのも、基本的に、タイミング的には、一定、蔓延されたときになってるということで、従前から岡本委員がおっしゃられている蔓延の手前での検査体制というのはなかなか取れなかったのかなというふうに思っているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

今、第7波がまだ収まり切らないという状況もある中で、今後もやはり新しい波の感染拡大も冬に向けて考えられます。そういう点で、検査がやはり基本になりますので、そのあたりが今後同じような過ちが起こらないように、京都府や国にもぜひ要望を強めていただきたいというようにお願いしておきたいと思えます。

それと、これは152ページなんですけども、ワクチンの関係なんですけども、令和3年度にワクチン接種が始まって、これもいろいろと現場のほうでご苦労いただいたというふうに思うんですけども、年度内に3回目までいったんですかね。先日4回目がありましたけども、年度内としては3回目接種というのがあったと思いますが、この接種の大体の接種率はどの程度までしていただいたのか報告いただきたいのと、大体でいいですけども、できれば年代別ですね、高齢者の方は高い接種率があったと思うんですけども、若年層等は一定低い状況が言われておりますが、その辺の傾向も含めて、分かる範囲で報告いただきたいと思えます。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

今、年代別のデータのほうは細かく持つておらないんですけども、当時、各議会なり委員会なりで岡本委員からご質問いただいていたときにお答えしていた中でいきますと、高齢者につきましては9割を超える接種率がございました。ただ、当時は65歳で一定の年齢基準を切らしていただいた中で、64歳までの方につきましては、やはり接種率が伸びないというので、8割前後をずっと推移していたと。年齢層が下がるに連れ、接種率はどんどんどんどん下がっていったというのが現状でございます。これにつきましては、やはり国全体で若い方ほどなかなか接種が進まないのかなというふうに思っているところでございます。

ただ、国の平均に比べて、20代、30代、40代の若い方につきましても、和東町は若干高めの接種率はいただいております。ただ、なかなか90%を超えるというところまでは、若者のほうではいかなかったというのが現状で、町全体でいきますと、おおよそ90%ぐらいの接種率が3回までに完了したというところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

一定高い水準では努力いただいたということは評価したいというふうに思いますけれども、1回目も含めて、いろんなワクチンについては情報もある中で慎重になられている方も多いと思いますし、もちろんこれは任意ですから、強制ではないという意味では打たなくてもいいという状況もあるんですけども、やはりそういった希望される方が十分に今後も接種できるような体制をぜひお願いしたいと思いますが、あと、関連して、152ページにコロナワクチン接種会場設営等委託料で380万円ほど上がってますけれども、一応、接種会場というのは基本的にB&Gだったりとか、福祉セン

ターであったりとか、公共施設を使ってる部分もあるんですけども、400万円近いお金をかけているという意味では、ほかにいろんな要素があると思うんですけども、どういう中身なのか説明をいただきたいのと、特に住民の方からの声では、2月の冬の時期に福祉センターのほうで実施されたときに、いわゆる待っておられる方が役場の入り口の前のところでほとんど待っておられたんですけども、椅子とかもなくて大変つらい思いをしたという声も結構あったんですね。ですので、後はあまりああいうことはしたくないから個別接種にしましたという方も何人か声を聞いたことがあるんですけども、そのあたりの設営の関係の考え方とかいうこともあったと思うんですけども、その辺を受けての対応も含めてですね、どのようにされたかも含めて答弁いただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

まず、昨年、接種会場を設置させていただきました380万6,275円でございますが、これにつきましては、今、岡本委員からもありましたように、B&G海洋センターでの設営費でございます。業者委託させていただきました、会場全体、特にB&Gのアリーナのほうにつきましては、下に傷がいかないようなマットを敷いた中で現場の設営と、接種の期間が非常に長かったということで、この金額になってしまったと。

これの中身につきましては、基本的には設営と撤収で、また現場での机等備品関係ですね、椅子とあとは接種ブース、その関係等の委託料ということでございます。

それと、今ありました冬場2月、3月に接種させていただきましたときの社会福祉センターでやらせていただいたとき、受付等々につきましては役場のほうでさせていただきました、接種会場は社会福祉センター2階大ホールという形を取らせていただ

きました。

ご指摘がありましたように、やはり役場前のほうで椅子もなくつらかったというお声は私も直接聞かせていただきました。これにつきましては、もともと役場の内部のほうで、また2階なり福祉センターの会場の前等に待機場所のほうはつくらせていただきました。ただ、通知のほうでも出させていただけいたんですけども、やはり皆様、少しでも早く打ちたいというので、自分の予約時間よりも相当早めに来られるという方がたくさんおられました。

役場前で一定ある程度の椅子は用意させていただいたんですけども、それ以上に来られて、立って待っていただくということが出てしまったのは、なかなかそこまで想定できなかった不手際なのかなというふうに思うところもあるんですが、役場の玄関前がすぐに町道ということで、車の往来もありますので、あまり広く椅子を置くということもできなかったと。たまたま天候的には雨天にはならなかったのも、椅子をもうちょっと拡大して置けばよかったかなというふうに後で反省していたところであるんですけども、今後また同じような感じで、社会福祉センターもこれから除却されていきますけども、公共施設を使った中での集団接種も十分考えられますので、待機場所等につきましては十分慎重に考えた中で、できるだけ予約の時間に来ていただく。早く来られた方については、椅子等ももうちょっと用意した中で、あまりしんどい思いをしてもらわなくてもいいような体制のほうを今後考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

今回で最後になりますけども、そこはそういう事情も十分聞いているんですけども、ぜひ今後ともよろしく願いしたいと思います。

今回、最後のところでちょっと飛びますけども、96ページの先ほど高山委員のほう

が触れられました光ボックスの関係なんですけども、1点関連してお聞きしておきたいんですが、先ほど新規への切替えの中で421台プラス、そのまた新規の28台ということで設置いただいているご報告があったと思うんですけども、確かに、言うほど使えてなくて申し訳ないんですけども、議会の録画についても以前よりかなりスムーズに見えるようにもなりましたし、一定、いろんな意味で改善いただいたとは思いますが、それで細かい話ではないんですけども、もともとこの光ボックスの事業というのは、光回線が和東町に引かれて、町営放送が廃止になって、町行政の情報であるとか、また議会の情報であるとかいうものをどう届けるかということもそうですけども、当時、高齢化が進む中で、いわゆる見守りも含めた双方向のシステムというものを構築していきたいというような狙いがあったというふうに思うんですね。ただ、そういう意味では、今の設置台数でいえば、そういった目的でなかなか達成し得ないというふうな状況があると思うんです。

実際、今回買われた500台という意味では、これまでに設置いただいた方を対象にした事業になってた面もあると思うんですね。そうだと結局、全体にはどうしても行き渡らないと。もちろんネット環境がある、ないもありますから、限界はあるんですけども、そういう意味では、やはり当初の目的から考えたところで、今後、この光回線を使った光ボックスも含めて、そういう全体を見通したような環境づくりという意味では、今後、光ボックスも含めてどのように考えておられるのか、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本委員のご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの高山委員からのご質問の中で少し触れさせてもらったんですけども、将来的な展望といたしましては、防災行政無線の個別器、それに代わるものとしてタブレ

ットが使えないかという検討をしたいと考えております。

また、見守り機能につきましては、当然、現在のタブレットにございます。ただ、光回線を引き込んでおられないという世帯が見守りが必要なところが多いので、やはりポケットW i F i という機械を用いながら、来年度予算で福祉課のほうと協議しながら考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午前10時40分まで休憩します。

休憩（午前10時25分～午前10時40分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

それでは、何点か質問させていただきます。

私は勉強不足ですので、お聞きしたいんですが、今回、令和3年度の財政健全化審査意見書というものを頂いております。実質赤字比率についてということで、昨年度と同様に黒字となったため、実質赤字比率については該当しない。連結実質赤字比率についても同じようなことが書かれております。

そして、資金不足比率について、資金が不足していないため、資金不足比率は該当しない。なるほどなと思うんですけど、実際、結局、繰入金が一般会計から入っております。簡易水道事業が6,694万8,000円、下水道事業のほうは1億4,481万1,000円が繰入金となっております。基準内繰入はオーケーというようなことを聞いているんですけど、基準内繰入とはどういう意味か教えていただきたい。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

村山委員のご質問にお答えさせていただきます。

和東町のほうで基準内繰入、基準外繰入ということで、特に簡易水道事業、また下水道事業につきましてはそういう言い方をさせていただいております。

まず、例を取ってみますと、簡易水道事業につきましては、国のほうからこの部分については、当然、一般会計から負担しなさいということが示されてます。その国から示されている部分が基準内繰出、国が示していない以外の部分、本来、下水道事業でしたら受益者負担という部分でございますが、その部分については基準外繰出ということになります。

和東町の特別会計で基準外繰出という形でさせていただいているのが下水道事業、また国保の直診事業につきましては、これは基準外の繰り出しになります。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。

下水道事業のほうで1億4,481万1,000円、そして償還のほうで1億4,488万8,000円となっております。償還のほうが一応ピークだと聞いているんですが、令和4年度の償還はどれくらいあるかお答えいただきたいです。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

下水道事業の令和4年の債権ですけれども、1億3,000万円になってます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。

これからちょっとずつ下がっていくということですね。

それと、88ページなんですけど、地方公務員定年延長制度整備支援業務委託料121万円と上がっております。前の一般質問のときにも、町長が、1年間、定年が延長になるということで、その絡みと思うんですけども、これは委託せんなんもんですか、これは庁内でできないもんですか、その辺をお聞きしたいです。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

村山委員のご質問にお答えさせていただきます。

88ページの地方公務員定年延長制度の整備支援業務委託料ということで121万円支出をさせていただいております。

一般質問のほうでもありましたように、令和5年から定年年齢が1歳ずつ引き上げるということで説明をさせていただきました。今回、令和3年度、令和4年度でこの業務委託料のほうの予算を計上させていただいております。令和3年度につきましては、関係条例、また関係規則の整理ということで、この定年延長することによってほかの条例、また規則に影響を及ぼすものにつきましての洗い出し、見直し、そして整理というのをお願いしております。

令和4年度では、本来、来年から始まる和東町としての条例の改正案を示させていただくという業務をお願いしている部分でございますので、現在の職員体制の中では庁内では難しいということで、委託のほうをさせていただいております。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

よく分かりました。

何事でも全部触っていかないということですね。

それと、その下にライセンス購入費376万3,000円と上がっているんですが、これはどういう意味か答弁願いたいです。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

和束町では、現在、それぞれ職員に情報系のパソコンということで1台ずつ渡させてもらっております。また、業務系のパソコンということで、業務に使うパソコンを整備させていただいております。この部分につきまして、当然、企業が持っている、例えば、E x c e lであるとかW o r dであるとか、当然の権利部分、また、そのコンピュータを使う元になる部分ですね、そのライセンスを取得しないと使えないという状況になりますので、一定、機器の更新が入りましたら、このライセンスという部分を購入させていただくという費用でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

ということは、これは毎年上がってきているわけですか、初めて見たんですけど。

それとですね、98ページに光熱水費ということで載っている。これはいろんな部署において光熱水費は上がってきているんです。2016年に電力が完全自由化になりました。そして、小売電気事業者というものが入ってきております。うちのほうも今はそういうところで利用させていただいているんですけども、新聞を見てますと、

城陽市で小売電気事業者が調達コストが上がって撤退したと。倍からの電気代を今、払ってるということは聞いております。和東町のほうは電気の調達はどこからやっておられるのか、その辺を答弁願いたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

村山委員のご質問にお答えさせていただきます。

和東町につきましては、全て関西電力のほうと契約をさせていただいております。なお、村山委員からありましたように、民間事業の参入が認められまして、やはり関西電力の電気料ですね、他の民間企業よりも割高になっているということなんですけども、大口契約ということで、例えば、和東町役場であったり体験交流センター、和東小学校、和東中学校、下水処理場ですね、こういう部分につきましては高圧の大口契約になりますので、その分は一定15%ですけども、割り引かれて請求をされるということになっております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

安心しました。

それでは、続いて、102ページですけども、一番下、境界確定業務委託料271万3,000円、これはどういう意味か答弁願いたいです。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

地籍調査事業の境界を確定する事業ということで、これにつきましては、町有地と
民有地の境界の確定を行ったものでございます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

初めのほうが聞き取りにくかったんです。どこの場所です。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

具体的に申しますと、この事業につきましては運動公園の周辺の民地と官地、要す
るに、里道水路の境界の確定を行ったものでございます。

○委員長（岡田 勇君）

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

ありがとうございます。

最後にさせていただきます。

108ページですけども、過誤納還付金88万4,000円、この金額が載ってる
んですけど、金額的に大きいんじゃないかと思うんですが、この説明をお願いしたい
です。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

村山委員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの過誤納還付金につきましては、町税の還付金でございます。町税の還付金
となりますと、例えば、住民税ですと確定申告5年遡りで、例えば扶養を取り忘れて

いたものを確定申告をされますと、その5年分の税金をお返しするのが過誤納還付金という項目から支出させていただいております。ですので、毎年、住民それぞれ申告状況等により増減というのが生まれてくるものでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

説明資料の162ページなのですが、和東茶を活かした新産業創出事業委託料として1,634万8,000円となっておりますが、近年の決算書を見ていましても活性化センターへの委託費が膨大となっているように思うんですね。中でも観光か事業創出といった内容の委託が多くなっている。具体的に、その成果と内容について地域力推進課ではどのような事業が創出されたとまとめられているのか。

また、活性化センターでは今後その事業の維持はどのようにされようとしているのか、活性化センターを所管する農村振興課のほうでは今後も補助委託事業を継続させるための施策を考えているのか、この2点についてお聞きします。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

新たな事業の創出についてということで、地域力推進課で所管している事業については2事業ございます。

一つ目につきましては、先ほど答弁させていただきましたスマートワーク・イン・レジデンス事業という事業でございまして、もう一つは、みんなが主役の地域振興事業というのがございます。

まず、一つ目のスマートワーク・イン・レジデンス事業でございまして、和東町外

の企業や個人事業主の人材を呼び込み、移住・定住や新たな仕事づくりの地域経済の活性に取り組む施設として和東町スマートワークというのを設置させていただいているところがございます。

情報通信技術を活用した企業や就業、情報通信技術を活用した就業形態の推進、また会議・打合せ等、スペースを活用して交流させていただいているということで使用させていただいております。

令和3年度につきましては、一般社団法人国際日本茶協会へ管理運営を委託し、利用の促進を図っているところがございます。

また、先ほども申し上げましたが、相楽東部連合や茶源郷まつりにおいて使用しているということが主な使用の目的でございます。

和東町にもスマートワークオフィスが設置しているというPRを今後も継続して事業者呼びかけ、利用促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

もう一つの事業につきましては、みんなが主役の地域振興事業でございますが、和東茶ブランド新商品開発補助金事業といたしまして50万円を上限に3業者へ補助している事業でございます。

まず、1つ目ですが、淡路島のブランドとコラボして、数種類の和東町のティーパック商品を開発しているところがございます。

また、2番目につきましては、越前和紙を鯖江の眼鏡とコラボして、眼鏡ケースや小物ケースの商品を開発させていただいているところがございます。

また、3番目につきましては、伊藤園と協業で、茶殻を再利用いたしましたPR用のオリジナルバッグを開発されたところがございます。特に近畿経済産業部から、和東町の和東茶を万博に向けた地域ブランドして選定していただくことができ、他の地域の地域ブランドとして、淡路島や鯖江と連携した中で商品開発をさせていただいたことができました。地域ブランドの指定があつてこそ、その連携で商品開発が可能になったのかなというふうに感じているところがございます。

事業創出につきましてはまだまだ至りませんが、和東茶を作った商品を町外の比較的知名度の高い企業と連携することにより、今後の事業創出につながるものだというふうに感じておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山委員のご質問にお答えをさせていただきます。

一般財団法人和東町活性化センターの事業の委託内容などに関するご質問でございます。

活性化センターの事業は、和東町総合計画と和東町の諸計画と整合を図りながら、主な事業といたしましては、和東町の自然と歴史と人を生かした体験型教育観光交流事業、京都和東荘の管理運営事業、安全・安心で和東固有の農園開発、和東グリーンファーム事業、特産品の普及促進事業、和東運動公園ティーパーク管理事業等に取り組まれております。これらの事業が近年、活性化センターの主要事業と定着し、コロナ禍で厳しい中ではございますが、令和3年度、各事業の取組が進められました。

ご質問の内容にございました町と委託契約をしております新産業創出事業では、ハーブ等の栽培と管理並びに廃棄茶葉、家庭から出る生ごみを堆肥化し、活用できる仕組みづくりへの取組、体験教室やイベントの出店などを実施されており、堆肥づくりの取組では、令和3年度の成果状況といたしまして、生ごみ堆肥化の参加ご家庭が40軒となり、堆肥化の仕込みも6回行うことができ、参加されているご家庭に堆肥をお返しする循環も生まれ、堆肥を使用したご家庭からの評価も高かったということをお伺いしております。事業を通じて参加者の農作物作りへの興味・関心を深めていただくことにもつながっているようでございます。

また、今後に向け、完熟堆肥の製造量の増加、和東固有の農園開発事業を推進していくための土台づくりができ、堆肥の販売に向けて取組を進めていきたいと話を聞いて

ているところでございます。

活性化センターの全員の人員体制といたしましては、嘱託職員、臨時職員の方々を合わせまして25名で、うち町内の方が約8割ほどおられると聞いており、雇用の場ともなっております。

事業内容といたしまして、公益性の高い面もございます。財政的なことはございますが、定着している事業が今後も継続できる方向となりますように、調整の上、当課といたしましても協力を努めていきたいと考えておるところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございました。

活性化センターとしていろんな事業に取り組まれている。また、雇用の場でもあるというようなことでございます。また、地域力推進課のほうでは、いろんな事業を通じて、この事業の創出につながっていくのではないかとということでございます。

事業委託を受ける側の活性化センターとして、委託事業費が予算化される間は事業として成り立っていくだろうと思うんですが、その委託費はいつまでも継続されるものではないだろうなというふうに感じておりますが、委託終了後、活性化センターとしての経営として成り立たせる準備・計画はどのように考えておられるのか、このあたりをご答弁お願いできますか。副町長。

○委員長（岡田 勇君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

高山委員の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、活性化センターができまして三十数年経っております。ご存じのように、活性化センターにつきましては、和束町が100%出資をさせていただいております財

団法人となっております。目的としましては、当時からそうなんですけども、町ではできない事業、町ではふさわしくない事業について、一時、第三セクターでよくはやったんですけども、民間も含めましてまちづくりを活性化していこうということで、各町村で第三セクターをつくられました。ただ、和東町につきましては、ほかの企業は入っておりません、100%和東町の出資で一般財団法人を立ち上げられております。そういった中で、今、事業をやっておりますのは、和東荘、一般観光、グリーンファーム、そして移住・定住の関係ですね、そういったことを中心にやっております。

和東町がある限り、直接、和東町がタッチできない事業をやっていこうという趣旨ですので、今、和東町から一定の委託金を頂きましてそういう事業を展開しておりますので、山の家は収益事業で独立採算で一応計算をしておりますけれども、全体としては活性化センターの事業として運営しておりますので、大げさですけども、今後、各役員も、こういった事業をやっていくのかということではいろんな協議をするわけですけども、毎年3月に事業計画を立てまして、それを町のほうの予算と整合させましてヒアリングをして事業を行っていくわけなんですけれども、今後、まちづくりについては、よそと違いまして、観光協会とか、そういった中心になる町の団体がございませんので、今は商工会と連携しながらやっておりますけれども、今のところ活性化センターが観光の中心となっておりますので、暫くの間は活性化センターの存在というのは私は必要だと、このように考えております。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

将来的なことだと思いますが、いろいろと検討を進めていただいて、独立採算でこの事業が進めていけるようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

次に、決算資料の92ページですが、移住・定住促進委託金でございます。

まず、移住・定住促進委託料として250万円となっているわけですが、令和3年度の移住者数が分かれば教えていただきたい。

また、移住・定住を促進する上で、本町の魅力というのも発信されていると思うんですが、どのような発信をされているのかについてお尋ねします。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

令和3年度の移住者の数でございますが、空き家バンクに登録していただいて、その利用者ということでございますので、11世帯16名の方が移住されてきているところでございます。

また、和東町の魅力ということと、どのように発信しているかということになるんですけども、何と言いましても、和東町におきましては、地域産業のお茶というふうにご考えているところでございます。

このお茶につきましては世界に誇る宇治茶の主産地ということもありまして、京都府下でも約半分以上を生産されているということで、茶源郷和東と呼ばれるほど町中に茶畑が広がっているところでございます。その面積はおよそ東京ドーム120個分と言われていることとなりますが、抹茶の原料としているてん茶の材料としての生産量につきましては、全国トップクラスというところでございます。

また、茶農家が中心になられまして、年中、丁寧に茶畑を管理されているということで、ほかにはない唯一無二の生業景観というのが形成されているところでございます。茶の生産の歴史や生業景観から、平成20年度には京都府の景観資産第1号に登録されております。また、平成25年度には最も美しい村連合にも加盟させていただき、平成27年には日本遺産にも認定されているところでございます。

また、和東町では、学生の頃からお茶に触れるということで、入れ方や栽培を学ぶ

という事業があり、町内外や地元の老人ホームで振る舞うというような事業もされておるところでございます。地域資源に興味を持っていただいて、誇りに感じていただくということも大事なものだというふうに考えているところでございます。

また、和東町におきましては、お茶を生かしたグリーンツーリズムという取組も推進しているところでございます。例えば、修学旅行の教育旅行や海外からのインバウンドを誘客させていただき、茶摘み体験を通じて、和東町の魅力に浸っていただくというプログラムを用意させていただき、和東町ファンの取得に向け取組を進めてまいってきたところでございます。

また、町の観光地の拠点である和東茶カフェを起点といたしました1周1時間ほどの緑泉コースは、茶畑の緑を眺めながらリフレッシュをしていただくという温泉にはない魅力がございまして、和東川沿いに遊歩道を整備させていただき、健康促進も図るウォーキングコースとして人気を集めているところでございます。

発信方法といたしましては、京都府観光連盟、お茶の京都DMO、日本で最も美しい村連合、和東町活性化センター、和東町商工会、観光案内所などを様々な団体と連携し、PRに努めてきたわけでございます。

また、媒体といたしましては、テレビ、インターネット、雑誌、SNS等、広く発信していくところでございます。また、グリーンスローモビリティやフォトスケッチコンテスト、各種イベントにおきまして出店させていただき、PRしているところでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。

いろいろと発信をしていただいているということでございます。

観光という意味では、発信というのはホームページを見ましてもいろいろ出てくるんです。ただ、今、私がお尋ねしたのは、移住・定住促進という意味での魅力ですね、その発信はどうかということなんですが、ホームページに、和東町への移住・定住促進を目的に和東町を知っていただくための動画「和東の花嫁」、和東町移住交流プロモーション動画が完成しましたというお知らせが出てるんですね。これを見ようかなと思ったんですけど、和東の花嫁の動画はどうしても視聴できない。完成しましたという案内は出てるんですね。どうして見たらいいのか分からない。どこをクリックしても開かない。和東町移住交流プロモーションのページを見ても、その案内の文章しか出てこないです。ですから、こういう動画を作成されながら閲覧ができないというのは非常に残念やなと思うんです。

やはりそういったところにはURLを貼り付けるとか、リンクを貼り付けるようにされたら、移住なりを考えておられる方は和東町のホームページから和東町移住・定住のページがあるわけですから、そこを見て和東町でどんなところだろうなというふうに見られると思うんですね。残念ながら、そのページからはそういった魅力を発見することができないんです。別の観光のところからは見れますよ、今おっしゃったようなところね。ただ、移住・定住というところですぐにそういった和東町の魅力が発見できるかということ、残念ながらできない状況なんですよね。

そういう意味ではいろいろとホームページの作成に工夫が必要なのかなというふうに思うんですが、また、ホームページの移住・定住のページに和東荘の写真とともに、そこに説明文がありまして、和東町で宿泊できる農家民宿、お茶を五感で楽しむ京都和東荘、大自然とふれあい、お茶の里でしかできない体験や農家さんと一緒に農業体験をするなど、日常生活では味わえない田舎暮らしを味わってみませんかという説明なんです。

体験してみませんかということですから、体験移住という意味ではこの文言は分かるんです。ただ、このページというのは移住・定住のページなんですね。ですから、

そこにはもっと和東町をアピールするような内容のほうがいいのかなというふうに思ってるんですが、そういった工夫をどのように考えておられるのか、地域力推進課長、お願いします。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

今のご質問にお答えさせていただきます。

移住・定住を見据えた方の和東町の魅力といいますと、今、考えておりますのは、子育てに優しい町ということで、子育ての支援であるとか医療関係、または小中学校の給食費の無料化等々ございますので、そこら辺のほうにターゲットを絞って定住していただけるようなプログラムを作成していきたいというふうに考えていますので、また、よろしく願いいたします。

それと、移住プロモーション動画の「和東の花嫁」でございますが、再生できないということでございますので、確認させていただいたところ、ホームページが新しく変わりましたので、動画の容量が大変大きいというところでございますが、今、再生できないような状況が続いておりますので、活性化センターのホームページに挙げていただいて、リンクを貼って、そちらから視聴できるような取組を検討させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

また、ホームページの関係でございますが、移住の体験ということは分かりますが、移住・定住ということではどうかというご意見でございます。和東町への移住を考えていただいているということでございますが、和東町へ移住してくださいということで、いきなりこちらのほうがお願いいたしましても、即決で移住しますということにはなりませんので、和東町のよさである農業を体験していただくことにより、和東町での生活を体験していただいて、将来的な移住の姿が見えてきましたら移住していただけるんじゃないかというふうに考えております。また、そちらにつながるんじゃない

いかということでこういう表現はさせていただいているところですが、やはり情報発信ということで、ホームページは貴重な収集源でございますので、またホームページのほうも見やすいように今後検討していきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

ありがとうございます。また、よろしく申し上げます。

和東町から、近年、特に多くの若い方が転出をされている状況があります。この転出について、その方々のいろんな理由があるかと思うんですが、意向調査などはされているのかどうか、また、その調査結果はどのようになっているのか、税住民課長、もし、そういったデータがあるのならご説明をお願いできますか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

転出の届けがございましたら、窓口のほうで転出に係るアンケートのご協力ということでお願いをさせていただいております。令和3年度中、アンケートのほうに13世帯の方にご協力をいただけて、アンケート結果でございますが、約半数の7件が就職を目的とした転出でございました。残りにつきましては、結婚ですとか、一人暮らしを始めるため、また町外のほうで新居を購入したというようなことの原因で転出をするということでアンケート結果として頂戴しております。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○ 2 番（高山豊彦君）

ありがとうございました。

職員の方の中にも町内で生まれ育って、現在は町外から通勤されておられる方も多くおられると思うんですね。これまでそういった職員の方々に転出をされた理由とか調査をされたのかどうか。

なぜ、こういったことを聞くかと言いますと、その理由が本町の弱みになっているんじゃないかと思うんですね。そういったところをしっかりと抑えていく、改善するような、いろいろな取組をしていただいているんですが、そういったところを改善していけないと転出というのは防げない状況なのかなというように思うんです。

それと、近年、城山台であるとか州見台、梅美台のほうに多くの方が転出されている状況がございます。城山台のほうを見ても、買い物とか外出されるとき、駅のほうにも送り迎えを自家用車でされている方が多くおられるんですね。特に夕方になりますと駅前までの迎えの車で大渋滞が起こって、路線バスが駅の手前から進めない、お客さんが思っていた電車に乗れないというような状況が起こっているということを知りました。それだけ多く、城山台で便利だと思って行かれているんだと思うんですが、そういったところでも自家用車で送迎をされている状況があるんですね。

そういったことを考えますと、本町から、例えば、木津川市のほうに買い物に行くにしても、そんなに時間がかからないと思うんです。その中で、本町の魅力というもの発信すべきだというふうに言いましたが、先ほどご答弁があったように、子育て支援、医療支援、18歳まで無料なんですから、そういったことをしっかりと発信していくことが大事だろうと思うんです。ですから、要するに、買い物とかいうことを考えますと、そんなに梅美台等とは遜色ないと思っているんです。駅までそんなに距離もないと思うんですね。環境は自然で本当に住みやすい環境ですから、まして、そこに子育て支援というのは府内でも充実しているほうだと思いますから、そういった発信をどんどんすべきだというように思うんです。

移住・定住ですから、そういったところをしっかりと発信をして、魅力を感じていただくということが大事だろうと思うんですが、その点について再度、発信の部分、先ほどおっしゃっていただいたんで、その分はしっかりと発信していただくということでいいんですが、職員の方の意向調査等ですね、そういったことについて総務課長、よろしくをお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

職員の定員管理といいますか、その部分につきましては総務課で対応させていただいておりまして、転居転出の際には、住所が変わりますと総務課に必ず届けを出していただきます。

その関係で申し上げますと、現在、職員79名おります。町内在住職員が20名、その他町外が59名でございます。この59名のうち和東町で生まれ育って町外に転出している職員につきましては25名おります。54人中25名がもともと和東町で生まれた職員でございます。そのうち結婚を機に転出された職員が21名、その他ということでございますが、誠に恐縮ですけれども、私のように、家を購入して町外に転出した職員が4人おります。

以上、職員の居住の状況につきましては総務課のほうで把握をさせていただいているという状況でございますので、よろしくお願いたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

また、そのあたりもししっかりとつかんでいただいて、また、転出がこれ以上増えないように努力いただけたらなと思いますので、よろしくをお願いします。

説明資料170ページですが、住民の方から、ここ最近、シカとかイノシシの被害が非常に多いということでお聞きしています。どのような対策をされているのか、また、令和3年度は何件駆除されたのか、また、対策においては、例えば、おりであるとか、いろんな対応があるかと思うんですが、そういった依頼は特にその地域の行政区から依頼があれば対応してもらえるのか、また、対応していただく順番とか、そういったものがあるのか。当然これは数に限りがあるでしょうから、そういったことを教えていただけたらなと思いますので、よろしくお願いします。農村振興課長、お願いします。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

高山委員のご質問にお答えさせていただきます。

鳥獣被害対策に関しますご質問でございます。

野生鳥獣による被害対策といたしまして、本町猟友会にご協力をいただきながら、被害防止捕獲、追い払い、パトロール等の活動を実施していただいているとともに、農地への侵入を防ぎ、農作物を防護するため、侵入防止柵の設置による対策の取組を進めているところでございます。

また、捕獲、追い払いに用いる捕獲おり、花火を一定数購入し、資機材の整備も行っているところでございます。

最近の野生動物の被害状況といたしましては、サル、イノシシ、シカについてでございますが、サルは5年ほど前からの猟友会のご協力により対策の強化をいたし、平成20年代にございましたような大きな群れ、大群での出没はなくなっている状況と存じます。しかしながら、今年になり小さな集団、はぐれザルの出没が一部目立ってきております。

イノシシにつきましては、各種対策、また数年前からの豚熱ウイルスのイノシシの

病気の影響によりまして、一昨年、昨年はあまり被害を聞かなかったところですが、今年に入り、また被害が出ているということを伺っております。

シカにつきましては、捕獲強化により捕獲をしていただいているところではございますが、生息域の拡大、自然増加により水稻などへの被害を多く伺うところがございます。

野生鳥獣別の被害状況につきましては、以上のように把握をしているところがございます。

また、令和3年度の主な対策実績といたしましては、被害防止捕獲による捕獲実績では、サル5頭、イノシシ35頭、シカ117頭でございました。

また、侵入防止柵の設置につきましては、五つの地域の営農組合が主体として実施をされ、ワイヤーメッシュ柵、電気柵を合わせ、総延長といたしまして約4キロメートルの設置が行われたところがございます。

鳥獣保護管理法の関係や野生動物との関係など難しい面もございますが、猟友会をはじめ関係団体のご協力をいただきながら、農作物等の被害の軽減及び生活環境を守るための対策に引き続き努めてまいりたいと思っております。

シカ、イノシシの駆除となりますと、被害防止捕獲といたしまして、免許許可をお持ちの猟友会にお願いすることになり、猟友会へご相談の上、進めていくこととなります。

捕獲おりの設置により捕獲を進めることとなりますが、おりの設置場所の関係や設置することへの地元の皆様のご理解やご協力も必要となります。事故防止の関係もございます。おりの数にも限りがございます。制限なく個別の皆様からの対応は難しいところで、基本といたしましては、区長等からご相談をいただき、猟友会へ話をつながせていただき、状況により対応が可能となるとご理解を賜りたくお願いするところがございます。順番等につきましては、特にない状況でございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○委員長（岡田 勇君）

会議の途中ですが、ただいまから午後 1 時 3 0 分まで休憩します。

休憩（午前 1 1 時 2 8 分～午後 1 時 3 0 分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

6 番、井上委員。

○6 番（井上武津男君）

それでは、私のほうから 1 点お聞きしたいと思います。

9 0 ページの報酬で会計年度任用職員の金額が出ておりますけれども、これは何人分の費用であるか、それについてお聞きしたいです。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

こちらの費用につきましては、地域力推進課のアルバイトの方 1 名と地域おこし協力隊 3 名分の報酬でございます。

○委員長（岡田 勇君）

6 番、井上委員。

○6 番（井上武津男君）

村山委員の一般質問でも出てましたけども、職員が少ないから会計年度任用職員を入れなきゃならないというところがあるかと思うんですけども、先ほど言っていたきましたけれども、現在、適正な職員数というのは大体どれぐらいを見込んでおられるのか、この点についてお聞きしたいです。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

お答えいたします。

和東町の定数条例というのは持っているわけなんです、その範囲内では、職員は雇用してやれるということなんです、ご存じのとおり、プロパー職員だけやなしに、先ほどの会計年度任用職員、今まででしたら1年間の臨時雇用みたいな形をセットでやってありますので、全部がプロパー職員ということではありません。定数条例の範囲内で雇用していこうということでもあります。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

先ほど高山委員の質問の中では、現在、職員数が79人とお聞きしましたけども、それよりも少し多くなるかと思うんですけども、その点についてはどのように考えておられるのでしょうか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

正直なところ、今日な積極的な地域づくりをしていくという上においては、このプロパー職員の79というのは非常に厳しい状況にあります。これからの職員採用も含めてもう少し何人か増えるというように思っております。

それと併せて、今日大きくこういう人数でいけるというのは、朝からもご質問がありましたように、公益財団法人だとか、そういったことと一緒にしながらやっている面で、そういう意味で、ある程度プロパー職員を減らしているといえますか、それともう一つは、先ほども地域力推進課長が答弁させていただきましたように、地域おこし協力隊、これは交付税にカウントしてもらえるものですから、そうした制度も取り入れながらやってきていると。それでも、今日のこういういろいろな中でまちづく

りを進めるに当たっては、職員をもう少し増やしていくということは必要かと思っておりますので、現在も職員採用をしておりますが、そういう中で臨んでいきたいと思っております。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

ありがとうございます。

できるだけ業務に支障のない程度に職員の数を増やしていただけるようによろしくお願いいたします。

私の質問はこれで終わります。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

まず、86ページ、行政手続整備更新支援業務委託料、その続き、特定個人情報取扱状況点検業務委託料、その次の行政手続等見直し支援業務委託料について、どういふものなのかご答弁願えますか。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

藤井委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、行政手続整備更新支援ということで上げさせてもらっている22万円につきましては、条例の例規整備に係りますコンピュータのほうで職員が修正できるように処理をさせてもらっております。その部分のソフト代ということでご理解いただきたいと思います。

次に、特定個人情報取扱状況点検業務99万円の支出でございますが、和東町の役

場のほうでは個人情報、特に税住民課、福祉課、また総務課のほうで相当な処理をさせていただいております。その個人情報が適正に管理されているか確認をさせていただいている業務でございます。

次に、行政手続等見直し支援業務委託料451万円でございますが、こちらにつきましては、国のほうから押印の見直しということで出ている部分でございます。和東町では令和3年度でこの押印に係る業務の内容の確認をさせていただきまして、令和4年度に押印の見直しの条例、また規則の改正を議会のほうに提案させていただく予定で進めております。

以上でございます。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

その次、同じく88ページ、庁舎周辺鳩被害対策委託料となっているんですけど、実際どういう実害が出ているのか、また、どういう業者にどのような委託をされているのかということについてお伺いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

藤井委員のご質問にお答えさせていただきます。

庁舎周辺鳩被害対策委託料ということで、昨年度87万4,500円支出をさせていただきました。藤井委員もご承知かと思いますが、和東町役場耐震補強工事をさせていただいたときにハトが屋上、また社会福祉センター横の屋根のほうにたくさん集まりまして被害が出ております。特にふん害です。また、玄関先にもハトの巣を作るなど、来訪者の方が困られているということで、玄関先の天井にはネットをつけさせてもらっております。

また、福祉センターと庁舎西側、福祉センターとの境になりますが、そちらにつきましても役場のところに全て網を張らせてもらう。また、ハトが降りないように器具を設置させていただいたという費用でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

90ページ、全国過疎地域自立促進連盟会費、この内容についてお伺いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

総務課行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

お答えさせていただきます。

全国にあります過疎地域に指定されてます各町村のほうの全国組織になっておりまして、それぞれの各地域の課題等につきまして、全体的な、全国的な会議の場で協議を行いまして、そういった課題につきまして、国に要望等を上げていきまして、全国的なつながりの中で過疎地域への支援を、特に財政面になりますけども、要望していくような団体となっております。その加盟している団体の負担金となっております。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

これは何町加盟されておって、会合とか開かれたんですか。具体的な活動についてお伺いします。

○委員長（岡田 勇君）

行財政担当課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

全国の加盟団体数については、今、資料のほうを持ち合わせてないですけども、京都府内でいいますと、加盟団体としましては、京丹後市、福知山市、南丹市、宮津市、笠置町、南山城村、伊根町、京丹波町のほうの団体になっております。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

分かりました。

次に、108ページ、標準宅地地点修正業務委託料、それと比準割合更新業務委託料、もう一つ住民税パンチ業務委託料、これについて内容をお伺いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

藤井委員のご質問にお答えいたします。

標準宅地地点修正業務委託料、比準割合更新業務委託料、こちらにつきましては、固定資産の土地の宅地の価格の算定に係る業務でございます、評価替えが3年ごとにございます。令和3年に評価替えの年でございますが、その次の令和6年の評価替えに向けての宅地の評価額の算定に係る業務を3年間かけて行っている業務でございます。

また、住民税パンチ業務委託料につきましては、確定申告時期に住民がお勤めの事業者から送られてくる源泉徴収票のデータを私どもの基幹システムに取り込むためのデータ化するためのパンチ業務ということで、業者のほうに委託をさせていただいているものになります。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

分かりました。

次に、142ページ、ゴキブリ駆除委託料として14万3,000円上がっているんですけど、これはどういう内容のもので、どういう業者に委託されているのか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

藤井委員の質問にお答えいたします。

これにつきましては、保育所のほうでの駆除になるものでございます。実際におるわけではございませんが、給食等もありますので、衛生管理のためのもので、業者のほうに委託しているものでございます。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

実際おるわけではございませんという形で、ゴキブリというとゴキブリホイホイとか、ゴキブリの忌避材であるとかコックローチ、そういったもので十分対処できると思うんですけど、この金額をかけて駆除せないかんのかなと考えるんですけど、これはやらんといかんもんなんですか。

○委員長（岡田 勇君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

これにつきましては、一般のご家庭のように出てから駆除するというものではございません。当然ながら、子供の口に入るものの給食等の衛生管理ということで、出る前に業者に、ゴキブリだけではなくて、その関係のもの、衛生のために徹底的な事前

の駆除なり衛生管理をするというもので業者委託しているものでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

180ページ、この中で道路維持修繕事業ということで470万円、これについては道路修繕についてやられておられるものだと思うんですけども、その横に明許繰越、毎年10件余り明許繰越があると思うんです。この中で仕方なく明許されてると思われるわけなんですけども、これについてどのような時点でどのような経過を取って明許繰越にしたのか、その説明をお願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

道路維持修繕につきましては、町道の道路維持修繕を行っております。今の180ページの分はその分でございます。

明許繰越等についての件でございますが、基本的に、国庫事業等にて4月に申請をします。大体6月ぐらいに交付決定が来まして、そこから工事を始めるという形になりますので、工事の発注時期が大体この時期になってきます。その分については年度内にほぼほぼ完了を求めていってるんですけども、経済対策と言われる10月以降の臨時議会等で14か月予算等々がついた場合については、その後に増額等が出ます。

当初予算でつかない部分プラスアルファがついてきたりとか、それともう一つは、秋番茶が終わるまで工事を待つてほしいとかなってききますと、11月末頃の工事の発注になったりもします。そういう関係で、3月末に終わり切らない部分が4月初めに繰り越されている場合があったりしますので、工事の完成が現場は3月末に終わって

いても、検査等が終わって5月の初めぐらいになったりということがありますので、基本的に、執行の関係がございますので、繰越明許を活用させていただいております。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

そもそも4月の当初予算のときにこういった仕事をしたい、また、こういった道路修理をしたいというふうな思いの中で事業計画をされていると思うんですけど、その計画どおりいかないということは、道路に対する協力者の方の理解が得られないとか、協議が長引いたとか、いろんなそういった不確定要素に基づいた形の中での明許という形が取れるかと思うんですけども、今、説明いただきましたようなことはそのようなことはあまり加味されてないように聞こえるんですけども、これはどういったことなのか、もう一度説明をもらえますか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

年度内の事業というのは基本でございますので、年内事業で事業を動かしております。地元協力が得られないというのは、特に多いのは、茶業の関係で時期的に5月から11月の半ば頃までの道路の通行止めというのがなかなか取りにくいところがございますので、そういうところについては工事が遅れてしまうということの結果が出てきているのが現実でございます。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

当初予算で皆さんの承諾を得て予算を組んでいくんですから、できるだけ毎年明許繰越の件数が減っていくような努力をしていただきたいと思います。

毎年10件なり15件なりの明許繰越があるということで、その課のされている仕事の量が多過ぎるのかということもこっちとしては考えなければならないと思うんですよね。その辺、欲張り過ぎて予算だけ取って明許繰越をしていく。そしてまた翌年には事業が減っていくと。その分がまた遅れてくるというふうな悪循環の中で作業していくというふうなことになりますので、できたら、そういうことでないと思うんですけど、できるだけそういうことに配慮していただいて事業計画というものを組んでいただきたい、このように考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次に、52ページ、共同製茶等省力化で137万円の予算、共同製茶ということで団体ということについて今まで補助金を府のほうから、あるいは国のほうからという形で、お茶の自動刈り機とか、そういう省力化に対する補助金を頂いているわけなんですけれども、これをできれば個人の経営者の方、すなわちこれから高齢化していった中で、非常にお茶の経営に対して、労働作業について過酷な条件が想定されるわけです。そういった中で、省力化をすることについて効力を上げていくというふうなことを後押しするというふうな観点から、共同の中からも次は個人の方々に対してもこういった省力化に関係の補助金関係というものを考えていただきたいと思うんですけども、この辺について担当課、答弁いただけますか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

岡田委員のご質問にお答えさせていただきます。

ただいまご質問がございました内容につきましては、京都府の茶業振興対策事業でございます。令和3年度につきましては、共同製茶等省力化推進事業といたしまして2件の組織の方から申込みがあり、実績が出ているところでございます。

こちらの共同製茶等省力化推進事業でございますが、今ご指摘がございましたとおり一定の戸数が必要になってきまして、個人でできる制度ではございません。現在補

助率につきましては、京都府が40%、町が4%ということで京都府の制度でございますが、今、岡田委員ご指摘がございましたとおり、なかなか団体を組めないという農家もいらっしゃるのが現実だと思います。また、京都府のほうには働きかけていきたいと思っております。

こちらの事業につきましては、ご質問の中にもありましたとおり、製茶機械の省力化ということは非常に大事なことになってきますので、そのあたりのことをご質問いただきました内容を京都府のほうにも伝えていくなり、対応していきたいと思うところでございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

いろいろと問題はあろうかと思うんですけど、新しく事業を起こそうとするならば、やはり農家の方々の意識を聴取し、あるいは意見を集約する、そういった地道な努力の中から一つの事業を起こしていく時間が必要になろうと思うんですけども、お茶の産業というものはこれから和束町としても非常に持続的な形の中で経営、あるいは発展というものを考えていかなきゃならない、そういったときに、やはり農家の気持ちを奮い起こさせる、あるいはこういった機器を導入することによって末永く、1年でも長く農作業に携わって生産を勤しんでいただくというふうな観点から、これからは府のほうにそういった働きかけを十分行っていただくように要望したいと思いますが、それについていかがですか。

○委員長（岡田 勇君）

農村振興課長。

○農村振興課長（竹谷徹也君）

この振興対策事業につきましては、ほかにも有料茶園振興対策事業、茶園環境改善

事業等、ほかのメニューもございます。今、岡田委員の話がございましたとおり、3戸以上や面積の要件がかなりネックになっているところも現実としてございます。また、農家からもそのようなお話を聞いているところでございます。この話は京都府のほうにつなげていきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

それでは、ひとつよろしくご協力をいただいて、あるいは力を注いでいただくようお願いをしておきたいと思えます。

それから、最後、もう一回、建設事業課長の馬場課長をお願いしたいんですけど、今回の決算と前回の決算、水道と下水道に関して一般会計からの繰入金ということについて調べたんですけど、令和2年度で650万2,000円、令和3年度で669万4,800円、これは水道のほうです。下水のほうは令和3年度で1億4,900万円、令和2年が5,600万円、こういった形で一般会計の片方から繰入れをされているわけなんですけど、結構多額なお金が移動しているわけなんです。これについて、毎年、一般会計があるから入れられるというような形は、容易な形で繰入れできるということは分かるんですけど、やはりその中で水道と下水道に対して経営戦略、そういったことがなかなか見えてこなんです。水道にしたかて下水道にしたかて能率的な管理の下に適正な原価に基づいて料金というものは設定されなきゃならないというふうになってますけれども、そもそも水道料金の原価というものは、今、和束町においてはどれぐらいの原価を見積もっておられるのかお聞きしたいと思えます。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

今、細かい資料は持ち合わせておりませんので、金額的にはなかなか難しいんですけども、この前、料金改定をやったときのデータでいいますと、大体立米あたり2000円ちょっとかかったと思います。

今、言われました一般会計からの繰入れでございますが、基本的に、簡単に僕らが説明するのは事業を起こしたときの起債の償還が毎年幾らか来ます。それに対する分が一般会計から繰り入れていただいているということで動いております。ですので、補助金をいただいて残りの分を起債対応する。起債対応した部分に対して一般会計からの基準内繰入でいただくという形で事業を進めているということになりますので、下水につきましては、昨年で一応立ち上げたときのピークの起債の償還が終わったということでございます。水道については令和6年、7年ぐらいがピークになって始まっていくということになりますので、それについては今の特別会計の中では対応してもらえないという判断をしておるんですけども、今後、国が進めます広域化、それから企業会計化が出てきますので、これに伴って経営戦略も立て直しをする必要がございます。

何回も言いますが、応分な負担ということがありますので、それはイコール料金、もしくは分担金等にはね返ってくるという話になってくることも、また下水道委員会の中で検討いただいて、それに合わせた経営を立て直しをしていかなきゃならないということになるかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

今おっしゃいましたように、応分な負担ということは使用者の方も十分ご理解をいただいて、そして節約しながら水道を使っているというのと、このように理解をしているところなんですけれども、やはりさきに施設施設という形の中で走り過ぎて、

水の原価というものを担当課としては、今の課長に言ってもあれなんですけども、常々、町の体質としてそういうこともおろそかになっていたんじゃないかなろうかと。やはり一つ一つの事業を先行事業することによって起債が生まれてくる。その起債を返却するため、より早く償却すべき原価というものを適正な形の中に持っていかないと赤字が膨らんでいった中で原価を上げるとなると非常に苦しい立場になるわけなので、だから、その辺のことも経営戦略の中に反映した形の中で来年度の予算とか決算の中で細かく説明をしていただきたいと思うんですけども、一応、これからの戦略についてご意見をもう一度お願いしたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

令和4年4月に料金改定を行いました。これについては今の経営戦略の中で動いております。次の経営戦略は令和4年の改定に合わせて、今後の町の人口から水道使用料等々を考慮しながら次の部分を見ていくということになります。それを併せまして、今後どのように持っていくかというのは決めていく必要があるかと思えます。

今、一番引っかかってくるのは、公会計化の動きです。これからどのように動くかで、先ほども言いましたけども、200円ちょっとの基準の水道の原価です。

併せまして、今、170円ぐらいが基準額ですので、この差は高料金対策ということで、これは対策費がまた出ます。今、これを合わせて水道の原価を出してますので、これも年々、全国的な水道料金の動きも含めた形になりますので、そのあたりを注視しながらしていくことになろうと思えます。

それと併せて、下水につきましては、基本的にはストックマネジメントが今年、管路の修繕が計画として上がります。この段階で事業費がどれぐらいかかるかというのが出てきます。これに合わせて今後、下水道委員会等々も含めた中で、議会もご協力

いただきながら審議をしていただいて、料金の考え方をまたもう一度審議していただくようになろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

10番、岡田委員。

○10番（岡田泰正君）

ひとつよろしく願いしたいと思うんです。

料金の算定につきましては、原価ですね、償却資産とか、維持ですね、そういったことを元に料金算定するときにはそういう意見が必要になってきます。そういったことで、今後、住民の福祉と町民の福祉ということを観点に考えたときには、最小の費用で最大の効果を発揮するというを常に基本路線として考えていただき、その中でいかに担当課としては合理化に努めていくかということが求められていると思っておりますので、その点については十分今後ともよろしく頭の中に入れていただいた中で仕事をしていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

最後になりますけれども、36ページの中長期在留者住居地届出等事務委託金、これについて説明お願いできますか。

○委員長（岡田 勇君）

税住民課長。

○税住民課長（吉田敏江君）

岡田委員のご質問にお答えいたします。

こちらの委託料につきましては、外国人の方で転入ですとか入国時に和東町に住民票を置かれます。そのときに在留カードとかいったものをお持ちになられるんですけども、そういった法務省との資格の管理のための事務を国から委託されてしているという形になっておりますので、それに対する事務費を頂戴しております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8番、畑委員。

○8番（畑 武志君）

監査でございますので、数字には触れませんが、少しお聞きをいたします。

建設事業課長に178ページをお尋ねしたいと思います。

まず、最初に、宇治木屋線、犬打峠のトンネルが昼夜を問わず作業が続けられています。ちまたに今、聞くのは、定かではありませんが、工事が若干遅れているというような話を聞いてきたんですけど、この工事の進捗状況についてひとつ詳しく説明をいただきたいと、このように思います。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

お答えさせていただきます。

一昨年、宇治田原町側の工事が現場着工されまして、宇治田原のほうからは約1,500メートル強、掘り進んでいると聞いております。山城南土木事務所管内の和東側の分でございますが、当初の計画着手よりも3か月程度スタートが遅れております。これは和東断層がある関係上、掘り始めに基礎調査を十二分にやっておくということになりまして、その調査が行われてきました。

その後、掘削が始まりまして、約1か月ぐらいの時点から24時間工事を行っていただいております。今の段階では機械掘りの掘り方ですので、ブレイカーで割って出すと。これは和東断層という断層がございましたので、地質が悪い関係上、発破作業を行わなくてよかったという状況です。

本来の犬打峠工事工法はナトム工法という工法を取り入れておりますので、発破工法で火薬を使って掘り進んでいくという方法です。今週の月曜日からですか、防災行政無線のほうで流させていただいておるんですけども、この19日に午前午後、試験発破を実施するというので現場のほうから連絡がありました。確認をしますと、要

するに、掘っていく機械の下側が振動で掘れないと。機械掘りができないということもありまして、初めて発破を使うということで、試験発破をやるということでございます。

試験発破については、一応、発破の作業については、発破5分前、3分前、1分前、その3回のサイレンを約10秒程度鳴らすと。その後、発破と同時にサイレンを鳴らして、発破終了後もう一回サイレンを鳴らすという形でされるようです。

僕らが聞いている中では、多分、昼間は発破をかけられてもいろんな音がありますので、そんなに大きな感じはないのかなとは思っておるんですけども、何分、夜の発破については静まり返ったところで鳴りますので、24時間不定期に発破を打つということになりますので、それはどのあたりになるのか今のところ見えてないんですけども、今回の試験発破で一定の音とかを確認した上で、火薬の量とか、その辺を決めるといっても聞いておりますので、地質と火薬の量を決めた発破をこれから打つと。

19日は午前中に最低2発は打ちたい。午後からも2発程度打ちたいということで連絡があったんですけども、かけてみた段階で、地質がよかったら1回、2回で終わるけども、悪かったら最低4回、5回は打たせてほしいということで聞いておりますので、多分19日の午前中に音がして、皆さん、何かなということが想定されましたので、1週間前の今週の月曜日から7時半過ぎの告知放送で別で建設事業課のお知らせということで入れてますので、もし聞かれましたら、その辺のところでご説明願えたらありがたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

8番、畑委員。

○8番（畑 武志君）

ということは、最初のスタートで3か月遅れたと。それがずっと今、引きずって工事が続いていると。

令和5年3月でトンネルの開通というふうに聞いてったんですけど、それじゃないんですね。そうすると、車の通行についてはもう少し向こうになると思うんですけど、最終的に完成するのはいつ頃なんですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

その辺は京都府のほうともうちょっと細かい調整をしないと、私のほうから答弁は難しいんですけども、畑委員の言葉を修正させていただきたいのは、当初、令和6年3月をめどに工事が進められているということでございます。

今の状態でいきますと、令和5年の半ば過ぎぐらいには、来年の秋から12月ぐらいの間には貫通式といいまして、まず、トンネルの皮だけのつながりができるというふうに聞いてます。それが終わってから修景工事と防災工事、消火栓とか、そういう工事をしますので、それが約半年から1年ぐらい時間がかかると聞いています。その関係で、令和6年3月完成をめどに今、進めてもらっていますので、今回の府議会のほうでどのような報告をされているのか僕もまだ知り得てませんので、その中で新たな完成時期がまた変わってくるのか、私のほうでは承知しておりません。

○委員長（岡田 勇君）

8番、畑委員。

○8番（畑 武志君）

令和6年3月ということは令和5年度の3月ということですね。そういうことですね。令和6年3月ということは令和5年度予算の中でできるんですね。その辺だけはっきり。分かりました。

その都度、毎月の回覧というのか広報で入れていただいておりますけど、それを見とる限り、本当にいけるのかなという不安もあったんです。我々としては一日も早い開通をお願いしたいと思うだけで、そうすることによって今後のまちづくりが大きい

く変わってくると思うんです。

分かりました。

次に、92ページの移住・定住で、先ほど高山委員のほうから質問がございました。移住件数は11世帯16人という答弁をいただいた。この16人のうちの地域性についてはどれぐらいのところで、一つに固まっているのか、湯船であるのか、それとも園であるのか、いろんなところがあると思うんですけど、これについても分かるんですか。

○委員長（岡田 勇君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（原田敏明君）

はい、お答えさせていただきます。

在住されている地域でございますが、湯船地区1軒、東和東地区につきましては4軒、中和東地区につきましては4軒ということでございます。残りの2軒につきましては、西和東地区ということでございます。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

8番、畑委員。

○8番（畑 武志君）

これは当然、空き家バンクに登録されたところですね。それ以外にやはり個人的な方で釜塚でも2軒ほど来られております。これは若い方もどんどん少なくなっているからいいことなんですけど、ちょっと話がかわってくるんですけど、いわゆるお茶のシーズンに援農という形でいろいろな形の中で若者が来ていただいて農家を助けていただいている、これは本当にありがたいことなんです。ところが、やはりいろいろなトラブルがございます。前にも私、言ったと思うんですけど、遅くまでみんな寄ってわいわい騒いで、隣近所に迷惑をかける。それから、生ごみの中にビニールを入れてみ

たり、こういう細かいケースが多分にあるんです。

もう一つは、私、この間、トラブルがあったんですけど、ちょっとカッと来たんですけど、向こうが言うのには、「お宅みたいなおっちゃんの言うことしてたら若者が誰も育ってこないでしょう。だから、私たちが来てまちづくりをしている。ありがたく思ってください」、こういう言葉なんです。私はこれを聞いてカチンと来てね、やっぱり地域は地域のルールがあるでしょう。それすら守ってへん者が何を大きなことを言うてるんだと。こういうことが現状であってトラブルがあったということは先ほどいいましたが、だから、先ほどにしろ、みんな集まってわいわい騒ぐのは息抜きのためによろしいでしょう。11時回ってもわいわい騒いでると。それから、先ほど言ったように、ごみにしたってそうです。こういうなんをどこで止めるんですか。止めるにはやはり雇用者が説明をしてちゃんと教える、それはルールで分かってる。だけど、その人たちに来ていただかなければ仕事にならんから、遠慮してよう言わないんです。困ったもんです。

前のときにもれんけいにいろいろ出していただきました。だけど、そんなん、なしのつぶてです。これが現状ですから、果たして援農という形でこういうことがはばかれとっていいのか悪いのか、この辺が非常に困ってるんです。何か知恵はありますか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今いろいろと畑委員からお聞きして、大変いろんな問題があんだなと改めて感じさせていただきました。

基本的には、和東町のまちづくりは、正直なところ、元気な町ということで、田舎でいいとこだなとか、基幹産業、農村空間とか茶源郷という名の下にあらゆるものを進めてきました。高齢化の中で一番大変なのは援農だったんですね。雇用促進協議会

の中で援農というのを一つの事業として立ち上げて、そしてワヅカナジカンとかアグリ、これは今、和東町だけやなしに近畿圏のほうへ広く広がっていったるわけなんです。

そういう中で援農の部も入って、担当の方があるということで、そういうときには、今、言われたように、その中ではそういう説明を十分していくことは当然だと思いますし、援農のリーダーとか、そういうものがきちっとしていくというのは、今までからそういうことは言ってきました。ところが、個々に定住・移住で入ってこられたとか、個々に農業されたとか、これは正直把握できない面もあります。

確かに移住されることもいいんですが、一番気になりますのは、それぞれの地域・区によってコミュニティがあります。区の付き合いとか、区の出合い、そこまで付き合いがされるのか、されないのかとか、今もお話を聞かせていただいて、これからいろんなことが出てくるのかなど。正直なところ、こうなんですよと、個々のところはどこまで説明できるのか難しいとこなんです。よそでもやっていますように、移住相談の法人を立ち上げて、そして相談に乗っておられるとか、そういうところもあるわけなんです。うちは一部活性化センターで移住の事業を取り上げているんですけども、そういうところでは説明もできるんですけども、そういうところを広げて、本来なら独立法人にしながら相談の窓口をつくって積極的にやっていくというのも大きな課題だろうかなど。移住相談の窓口ですね、そして積極的に推進する。うちはやっているんですけども、もっと広げてやるというのも課題だろうと思っています。

そういう意味において、どこともこの問題は抱えているわけですから、先進事例もあるかと思しますので、そういう先進事例にも見習いながら、今、いただきましたので、そういうところに着眼して、これからも気をつけていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、畑委員。

○ 8 番（畑 武志君）

この問題については雇用者が責任を持って対処しなくてはならないのは十分分かっているんです。ごみの問題については、農村振興課長、これはやはり徹底した中で、我々はルールを守っているんですよ。そういうことに対して、ルールを守らないでぐちゃぐちゃになっているということは非常に懸念します。

本当は来て要らんわというような方も何人か言われてるんです。ところが、やはり農家の実態としてはそうはいきませんから、ありがたいところもあるんですよ。その人らが全てではないんです。一部、二部の人がそういう形を起こすから、あの人らはかなわんわというような形になってると思うんです。これはその点もチラシに入れて、これからオフになってきますけど、またシーズンが始まる前には十分そういうことをチラシを入れてやっていただきたいと思うんです。これはよろしくお願いします。

最後に、危機管理ということで総務課長にお尋ねをしたいと思います。

ある消防の分団が、消防車が現場に着いたときにエンジンがかからなかった。それは団員の管理が悪いんだろうと、こういうような話をしとったら、直してもらったかですぐにこうなると。

3年前の東区でありました民家の大きな火事がありました。そのときにいの一ばんに駆けつけたけど、エンジンがかからない。それは自分らの管理が悪かったん違うかという話をしとったんですけど、そうじゃないんです。ちょこちょこ点検してるんですけど、もう無理ということで調べてみましたら、エンジンは平成12、3年のときに買ったポンプらしいです。それからいっても20年から経ちますから、これはもうあかんのかなという思いで、辛抱してそのままやってるらしいですけど、有事の際に一番活躍するのは地元の消防団です。一刻も早く駆けつける。もともと消防署はございます。しかし、有事のときにはやっぱり地元の消防団が一番先に駆けつけてくれると、これはありがたいことなんですけど、実際そういう問題が起こったということで、年に一度とは言わず、各部についても点検するようなことにならないのか、その点、

総務課長にお尋ねしたい。

○委員長（岡田 勇君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

畑委員のご質問にお答えをさせていただきます。

畑委員がおっしゃるように、消防団活動につきましては、有事の際、最優先して動いてもらうのが基本だと私も考えております。しかしながら、この2年間の話をさせていただきますと、新型コロナウイルスの蔓延の関係で、毎年初出式の際には各分団代表で放水訓練をします。また、秋ですけれども、この9月の防災の日に合わせまして、各部の放水訓練とポンプの点検を実施させていただいているところでございます。

令和3年度につきましては、コロナの関係で全ての訓練ができなかったわけなんですけれども、今年度、令和4年度につきましては具体的に日程が決まっておりますので、報告をさせていただきたいと思っております。

各部の小型ポンプの点検につきましては、明日、9月15日になりますけれども、全部のポンプの点検を実施させていただきます。

また、10月には供用訓練、11月には各部の放水訓練を実施する予定で現在進めているところでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

8番、畑委員。

○8番（畑 武志君）

分かりました。

11月の放水訓練、これはやっぱり1か月に1回ぐらい、そういう訓練をして、いざというときにすぐ出られるような形を取っておかなくては、どこで何があるか分かりませんので、よろしくお願いいたします。

終わります。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

それでは、271ページの簡易水道事業の関係でお聞きしたいと思います。

令和3年度におきましては、決算意見書にもありましたように、水道料金の値上げについての条例提案が9月議会に提案されまして可決されました。この件につきましては、その条例提案のときもそうですし、また、この3月の予算審議、また、一般質問等でいろいろ議論してきた件ではあるんですけども、決算に当たりまして改めて内容というよりも、その経過について検証させていただきたいと思います。

改定内容につきましては、基本水量、基本料金、追加料金の料金に関わる全てが変更されまして、大幅な負担増を伴いました。これは5月の料金の通知があったとき、皆さん、倍になったということを口々に言われておりましたとおり、本当に倍になるほどの大きな負担増になりましたので、当然ながら、住民生活に多大な影響を及ぼす内容であったことは明らかなだと思います。それだけに、これほどの値上げを提案されて決定する以上は、住民の皆さんや、また議会での説明といたしますか、そういった情報提供を行うことが当然でありますけども、事前に説明や意見を十分に聞く機会を保障することは、行政として、その内容の是非はともかくとしましても、最低限必要な責任だというふうに思うんですね。

そこで、まず課長にお聞きしておきますけども、そういった意味で、町として、また水道事業者として、そういう具体的に住民説明、情報提供、意見を聞くこと、議会での説明、意見聴取、こういったことは具体的に町としてどのようにされたでしょうか、その辺、具体的に答弁いただきたいと思いますし、また、町長にお聞きしておきたいのは、そういった取組は十分丁寧にやった上でこの値上げ提案を行ったというふうにお考えでしょうか。

町長は9月議会での私の一般質問の答弁で、「住民と行政は信頼関係により成り立

っているものである」というふうに答弁されております。町長はこの一連の条例提案に向けての住民の皆さんや議会への説明等、そういったものを十分果たされたと。信頼関係が成り立ち得る、そういったこととして十分やったというふうにお考えですか。併せてお願いします。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

私のほうからの答弁をさせていただきます。

広報等については、和東町の唯一の広報を使って広報をしております。それと、基本的に、住民代表として水道委員に出ていただいております。水道委員につきましては、地元の意見を集約されているという判断でいます。実際に、委員会の中でも反対意見をかなり持ってこられた委員がおられました。そういう中で委員会が進められて答申が出たと私は判断しております。

広報につきましては、そういう形で広報したということで私のほうは理解しております。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今朝の委員からも質問がありましたように、下水道もそうなんですけども、今、ストックマネジメントといいますか、こういう計画を立てていく。計画を立てる段階からそれぞれの委員会にお諮りするわけです。

水道においても、和東町が合併していかなきゃならない。統合戦略を立てていくところには、当然、議会の中でもご質疑もいただきました。そして、統合は一次的、二次的と進めてきました。二次的というのは、和東町にはたくさんの水源がありましたけども、一定の水源で統合してきたんですが、しかし、和東町の状況から見て、やは

り西部地域も統合していく必要があるかという話が出てきて、いろんな場でそういう議論がされてきておる。それを受けて水道委員会と、今、課長が申しあげましたように4地域の代表の方々、またそれぞれ水源池ごとに選んでいただいた方とか寄っていただいて、そういったものを立ててまいりました。

特に、合併していく中には、やはり和東町はご案内のとおり、上部からいい水を安定的に提供できるような施設をつくろうというのは大きな課題でした。西部地域においては下流地域ですから、非常に心配されておりました。

ある地域の方については、この議会で例を挙げて質問されたことを私は覚えております。飲む水はペットボトルを買っていると。町長はこういうことはどうなんやと。町長は使用料が上がるということを言うけども、それが大事か、命が大事かと。鮎が泳いでいるのがどこか歪んでるとか、そんなことをいまだに私は覚えております。

先ほども岡田委員の質問にあったように、水道の単価引き上げには、水道管、そして湯船の上流から木屋まで引っ張るということですから、和東町全域が一水源であると非常に水道単価も上がってまいります。そういうことから、和東町ではそういったものが跳ね上がってくるわけなんですけど、なるべく避けていこうということで、高料金対策の交付金を受けてまいりました。しかし、それで和東町を安くしてしまうと、何で国だけ出して地元は出さないということで止まってしまうと、こういうところにも進んだわけでありますので、そのときには、こうなりますということで広報紙を使いながらやっとな。それがもっと広報紙とか細かい説明ができたかというところについてはいろいろありますが、この水源合併については、住民ぐるみで取り組んできたこと、このように理解いたしておりますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

町長、全然答えておられません。私は別に水道の統合事業について聞いてるんじゃないありません。

町長は1年前に提案された、この4月から実施された水道料金の値上げのことの経過について伺っているだけであって、町長は大体悪い癖ですけどね、都合の悪いことを聞かれたらどうでもいいことをいろいろぐちゃぐちゃしゃべられて長く答弁をされるという傾向がありますけども、要は単純に、去年、住民の皆さんにそういう中で説明とかちゃんとできましたかということをお聞きしたいです。全然答えておられない。

実際、3月のときには反省の弁をいただきましたから、「ちゃんとできてない。今後には生かさせていただきます」と言われた以上は反省されたんだろうと。ということは、不十分だったということをお認めいただけるわけですから、これ以上聞きませんが、聞いてることにちゃんと答えていただきたいというふうに思うんです。

今、課長からお話があったように、結局、水道委員会で話ししたと。意見を聞いたと。それで十分だということだと思えるわけですから、これ以上聞きませんが、1人の住民の皆さんへちゃんと説明するという機会を全く持たれなかったですね。

この前の湯船で公共交通の問題でどうするという話のときには、湯船の中でも細かく集まっていたいただいて説明会をされましたよね。それは当然ですね。なぜ、これだけの負担を求めるようなことに対して住民説明会一つ開かれないのか、ちゃんとした情報を何で提供しないのかということをお聞きしたいです。そのことについて何をされたのかということ、できなかったのかということをお聞きしたいなというふうに思うんです。要はできてません。

それで次に、これは課長にお聞きしておきたいんですけども、そうやっていろいろ水道委員の話をお聞きして決めましたというような条例提案された値上げ案というのは、今回の値上げの内容ですね。あの案というのはいつの段階で決められたものなんですか。その内容を水道委員会に提示されたのは、令和3年6月に水道委員会が開催されていますね。そのときが初めてですか。それとも、それ以前に提示されていますか。ど

うですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

最終案については、1回、2回と水道委員会で審議をしていただいた後に改正された上で出てきた案でございます。ですので、たしか3回目ぐらいのときにあの案に委員が落ちついてきたというような話でございます。

その辺についてもありますけども、水道につきましては代替がありません。ですので、代替がないということで考えますと、できるだけ早期に改善する中で水道事業を進めたいということで、委員に集まっていただいて、その委員の中でしっかりと審議をしていただいたと私は思っております。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

答えておりません。だから、最終案がいつ、あの内容で決めたのかという単純な話を聞いております。今の話だったら、いつだったかな。2、3回開いたから、そのとき議論してもらってみたいな話でしょう。この6月に開催した水道委員会、そこで初めて最終案として提示されたんですかということ聞いております。それは大事なことですからちゃんと答えてください。

それで、当初案というのがありましたね。いわゆる25%値上げするというのが出されたのが平成29年の経営戦略ですね。平成29年3月に経営戦略というのが出ました。このときに25%値上げというのが明記されてました。それを元に検討されてきたと思うんですね、令和2年度から値上げしますという計画で。ただ、令和2年度に経営戦略そのものを変えようと言われてますよね。前にも見せましたけど、令和2年

しか書いてませんが、60%の値上げという数字が入っております。いずれにしても、25%値上げ案というのは頓挫しております。要は、この時点で仕切り直しになったということですね。

町長は、平成28年度から5年間かけて検討してきたというふうによく言われますよね。しかし、同じ案を検討してきたわけじゃないわけです。大事なのは、この最終案が令和3年度に提案されたのがいつ決まって、それをいつ何回議論したかなんですね、これだけのものですから。

ですから、課長、もう一回確認しますけども、この最終案というのが初めて水道委員会に出されたのは去年の6月の水道委員会です。それと議会に、産業委員会とか、そういうところにちゃんと示されたのはいつですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

その辺の経過についてご説明させていただきます。

平成28年度に最終の経営戦略をまとめております。そこには25%と明記させていただいております。水道の統合事業を開始したのは平成28年からでございます。その段階での総事業費の見積もりから最終の改定までの間、約6年かかっているんですけども、この間で事業費が約3倍近くに膨れ上がっております。その関係で、25%の経営戦略をつくった段階、平成29年3月に水道委員会にかけております。それが25%でございます。

その後、水道委員会で議論を重ねてくる中で、総事業費の算定の見直しが出てまいりました。この関係で、先ほど提示された60%の案がございます。その後、その60%の案、それよりもっと下げる案、いろんな案を検討させていただいて、昨年6月にその案を委員との最終決断としました。その後、議会の産業常任委員会に提示させていただいたのが経過でございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

要は、最終案として、あれだけのものを昨年の6月の水道委員会で初めて出したということですよ。9月にはもう条例提案したということですよ。だから、あの案というのは水道委員会で1回しか示されなかったし、議論もされてない。そうでしょう。そういうことじゃないですか。今そう言ったじゃないですか。そうじゃないと言ったんなら、じゃあ、あれはいつなんですかってなりますけど、そうなんですよ、6月なんです。そういう意味では、その案が出されて、次の3か月後の9月議会に条例提案しているんです。

先ほど産業委員会に提示したって言いましたよね。それは6月議会ではしてないですよ。6月議会に向けての産業委員会では何も示されてないですね。だから、9月議会ですか。9月議会もしてませんね。いわゆる9月議会で条例提案されるわけですから、その話はあったでしょうねっていろいろ聞いたときには、してないというふう聞いておりますから、してないと思います。実際にまとまった資料を頂いたのは9月14日ですから、それまで議会に対してまとまった資料そのものは出されてないわけです。これも事実ですよ。

ということはですよ、町長、それだけ住民の皆さんへの説明もしない。水道委員会にも1回しかこのことは提示していない。議会に対しては9月議会の最中に初めてまとまった資料を出されている。しかもそれは単なる有志の学習会です。正式な場じゃありません。ということは、正式に議会に対してこういう内容でという意味での説明は一度もありません。そういう中で9月の提案がされたということで確認しておきたいと思います。

それでもう一つ、先ほど岡田委員の話の中で経営戦略の話が出ておりましたけども、先ほどその答弁の中で、要は、この令和4年の値上げを踏まえて次の戦略をつくると

言われましたよね。じゃあ、今度の令和4年の値上げに向けての経営戦略で何なんですか。

25%の予定での経営戦略は確かにありました。実際に令和2年から上げるという前提で計画も示されております。しかし、令和2年につくりかけたというような経営戦略の案では60%になっております。いろんな数字も変わっております。ということですね、平成29年につくったやつはなしですよ。ということは、今度の令和3年度に提案された値上げ案というのは一体どの経営戦略を元にして提案されたんですか。その経営戦略はどこにあるんですか。出してもらえませんか。どうですか。

○委員長（岡田 勇君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

あくまでも水道委員会の件につきましては、水道委員会の中でいろんな料金案を提示した中で決めてもらっておりますので、事務局が勝手に作成したものではございません。ですので、最終その案になったというのは、確かに6月の最終の水道委員会で、その案でいこうということで皆さんの合意を得たという判断をしておりますので、その点の理解だけはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、経営戦略につきましては10年ごとに見てます。基本料金の改定をこの4月に行いましたので、この料金の改定と今後の事業の変動等も含めまして、また、これは西部水源がまだ全然手つかずの状態になっております。この辺も今後の計画を含めた中で経営戦略の見直しを現在やっているところでございます。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

要は、ないということですよ。今回の値上げについての根拠になる経営戦略はな

いということです。そうですね、町長。ないですよ。だから、そういう戦略もなしに、数字を合わせて値上げだけ決めたと。令和3年度につくられた、条例提案された値上げ案というのはそういういいかげんなものなんです、町長。誰が見たっていいかげんじゃないですか、根拠になるものはないんだから、示されてないんですから。そういういいかげんなやり方で進められたというのが令和3年度の料金改定だと。だからこそ、その値上げが決まった後にも関わらず、その後、住民の方が署名運動されて、最終的に1,400を超える署名が寄せられたと、これが事実じゃないですか。要は、住民の方は納得されてなかったわけですよ。そういういいかげんなやり方に対して、中身というよりも、そういう乱暴なやり方に対して、こんな形で自分たちが払う水道料金を決めないでほしいと、提案しないでほしいというのがこの署名だったというふうに思うんですね。

これは今年2月3日に署名が提出されました。人口の約4割にも上るもので、決して無視してよいものではなかったと思います。先ほど言いましたけども、既に議会が議決をされて実施が決まっていたにも関わらず、これだけ多数の異議が寄せられたことというのは、今まであなたたちが言っていたようなことがいかに誤りであったかと、理解を得られてなかったということが証明されたというふうに思います。住民との信頼を大事にされるのであれば、署名の提出を受けて対応を協議すると。まずは住民の皆さんのそういった意見を聞く機会を持つということぐらいは当然すべきだったと思うんですね、町長。

具体的に、署名提出を受けて、このことについて3月の予算提案まで何かされましたか。1,400も超える人たちがそういった異議申立をしていると。これに対して具体的に何かそういう機会を持とうとかいうことをされましたか。また、庁内で、これをどうしようかという検討をされましたか。当然されましたよね。住民の皆さんの声を聞くっていつも言っておられる方ですからと思うんですけども、どうですか、されましたか。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

これについては、先ほど平成28年の経営戦略とまとめてありますが、先ほどありますように、文書でまとめるということもありますけども、その経営に当たって常に経営戦略をもってやらないといけない、これは当然のことです。

遑って申し上げないと説明できませんけども、その経営戦略を元に常々水道委員会でご議論いただいております。その間、平成28年の水道戦略をいただいて、60%上げたらそのときで終わったとか、そういう問題ではなしに、そこからいろんな時代の実情とか、またコロナの問題だとか、そういうタイミングというのが非常に難しい状況にありました。そういうことも含めながら、最終的に判断しなきゃならんのは、いわゆる基準内繰入の中には和束町は特に高料金対策交付金の対象になっていた。それが止められたというのは非常に大きな問題です。

こういったことは住民が行政に安心・安全な水を信頼されている、これからも続けていくという観点からは、さっき言うように説明不足だったんかと言われますけども、そういう中で長いこと取り組んできた。水道委員会にも説明させてもらってきて、そして、こういう点にあるべきだということは、町長としては住民から信託を受けているという観点から、命にかかわる問題、安心・安全の生活、そういうときに大きな判断をしていかなきゃならない。その判断の一つが今、岡本委員の質問にある、今回の令和3年度の値上げであったと思います。

これは住民にきちっと信頼を得られないから、そういったところへ委ねて、もうしませんわ、高料金は入りませんでした。これは住民が言われてますからしなかったです、こんなことで、町長として信託を受けている中で本当に責任を果たすことになるのかという観点から考えると、ここはやはり日頃から信託を受けて町長になった以上は、住民の将来に向けての安定を維持するためには、今回の値上げはやむを得ないと、こ

ういう決心の下にやっているわけですから、これはそれなりの思いを持ってやっているわけですから、そういう信念でやってきたと、こういうことをご理解いただきたいと思います。

○委員長（岡田 勇君）

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

答えておられません。今の話はどうでもいいんです、そんなこと聞いてませんから。

要は、そういったことがあって、あなたの思いがどうであろうが、2月に1,400もの署名があって、見直してほしいという住民の方の思いをどう受けとめて、実際にその声を聞くとか、有志の方に来てもらって話を聞くとか、また、役場の中でこれをどうやって検討しようかということがされたのかということを知りたいんです。単純なことです。

要は、新聞にも載ってましたけど、そういうこともされずに放置して、わざわざ来られたのにお会いもされてませんよね。いろいろ公務もございますから、忙しい町長ですから、それはそれで仕方なかったかもしれないけども、その後、幾らでも会う機会はありましたよね。それもされずに、3月の予算でもそのまま押し通されたというのが今回の値上げの顛末だと思うんです。

先ほど信託を受けたと言われましたよね。令和3年当初、4月に町長選挙がありましたね。確かに当選されましたよね。だけど、そのときに水道のことを言われましたか。一つも言ってないじゃないですか。何年か先とかやったら別ですよ。だけど、すぐ値上げしようかという、その年の9月に条例提案する。6月には水道委員会に諮る。分かってたのに一言も言われずに、それでもう信託を受けた。町長の言う信託とはそういうことだと思うんです。何も言わなかったけど、私の思いはありましたから理解してくださいと、これが町長の言われる信託だと。忖度せいということですよ。自分の思いを分かると。水道料金を上げると私は思っているんだから、分かるだろう

ということですか。そういう思いで今回値上げされたということが大変はっきりしたと思うんですね。いかに住民をないがしろにして、何も知らせずに、要は、あなたの思いだけでそういったことを強行したということが大変はっきりした値上げであったという点で、この決算委員会の場で確認しておきたいと思いますので、そういうことでよろしいですね、町長。

この件について以上です。

○委員長（岡田 勇君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

行政を預かる身としては、いろんな中で判断をしていかなきゃならない。重要な判断も出てくるわけです。それは行政の責任、住民からのそういう信頼に日頃から応える。これは非常に重い責任を果たします。信託を受けているというのは、そういう意味で決心しなきゃならないと思います。

脱線しますが、先ほど、町長は忙しいから会われませんかとか、そういうことも入ってあったわけですので、ご案内のとおり、私は今までやっていただいた中の議論していただいた方の名前だとか、そして、統合戦略を立てられた職員の名前が誰になっていたとか、私に聞くよりも戦略を立ててくれた人がよく知っているだろうというように思っておりました。そして、確認いたしますと、その方は上げることはやむを得ないと言うておられました。そういうことから、私がお会いして何を話をしていくんですか。その確認をするだけの話になるんです。それだったらさっといくほうがいいだろうと。これも私の重い決心であったわけなんです。

あえて言われますから、あえて言うたんですけども、行政を預かる者としては、いろいろと判断する。いわゆる幅と幅、和東町はわびさびを感じるような判断をしていかなきゃならない、そういうことでご理解よろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

7 番、岡本委員。

○7 番（岡本正意君）

もう終わりということでこの件については質問しませんけども、大層なわびさびですよね。それが和東町のわびさびだというんだったら、本当にこれは恥ずかしいわびさびだと。わびさびという言葉に対しても大変失礼だというふうに言わざるを得ないと思いますし、本当にそういう意味では、大変いいかげんな形で値上げが提案されたということははっきりしたと思いますので、大変恥ずかしい値上げだったということでまとめておきたいと思います。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

質疑を終結します。

ただいまから午後 3 時 15 分まで休憩します。

休憩（午後 2 時 58 分～午後 3 時 15 分）

○委員長（岡田 勇君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの藤井委員の質問について、行財政担当課長より答弁の申出がありましたので、許可します。

行財政課長。

○総務課行財政担当課長（宮木 大君）

先ほど藤井委員よりご質問いただきました過疎市町村の数につきましてお答えさせていただきます。

全国 1,718 団体のうち過疎市町村のほうは 885 団体ということで、約 51.5% の割合になっております。

また、和東町につきましては、地域全体が過疎ということで指定されておまして、そういった地域のほうが全国で 713 団体となっております。

以上です。

○委員長（岡田 勇君）

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

7番、岡本委員。

○7番（岡本正意君）

日本共産党の岡本正意です。

私は、令和3年度各会計決算認定のうち、認定第1号 一般会計、認定第3号 国民健康保険特別会計、認定第4号 簡易水道事業特別会計、認定第5号 下水道事業特別会計、認定第6号 介護保険特別会計、認定第7号 後期高齢者医療特別会計に反対する立場から討論を行います。

まず認定第1号 一般会計についてであります。

令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大が本格化し、5月に緊急事態宣言が再発令され、7月から9月にかけてはデルタ株による感染第5波が、年明けからはオミクロン株による第6波が相次いで襲う中、本町においても感染者が確認され、拡大する状況が見られました。コロナ禍による引き続く経済の低迷、生活困難の広がりに加え、本町では一番茶を控えた4月初旬に襲った凍霜害により基幹産業の茶業が甚大な打撃を受けました。令和元年の晩霜被害、令和2年のコロナ禍に続く3年連続の大打撃となり、まちづくり全体にとっても、まさに令和3年度は緊急事態と言える状況だったと考えます。

このような中、住民の命と健康を守り、暮らしと営業を支える取組と行政の姿勢がかつてなく問われました。その意味で、介護保険料の大幅引き上げと水道料金の大幅値上げ条例の強行は、災害級の緊急事態に襲われている住民生活を全く顧みない暴挙であったと言わざるを得ませんし、特に水道料金改定に関わる経過は、先ほどの議論でも明らかなように、あまりにもひどいものであります。

令和3年度スタート直後に町長選挙が行われ堀町長が再選されましたが、選挙戦で町長は、水道料金値上げについて一言も触れておられませんでした。しかし、再選直後の6月には水道委員会に改定案が示され、9月議会で提案を強行されました。この間、議会への説明も一般住民への説明も一切ないまま進められました。議会に一定の資料を提示し、説明されたのが9月議会会期中の9月14日で、これも正式の場ではなく、議員有志の学習会という名目の非公式の場でした。

私は、これほどの大幅負担増を求めるのであれば、事前に住民にも議会にも十分な資料も用意し、丁寧に時間をかけて説明し、意見を聞くのが当然であり、最低限の責任だと繰り返し求めてまいりましたが、行政は「決まってから説明する」の一点張りで、無責任で不誠実な進め方に終始されました。

それでは決まってから丁寧な説明をしたのかと言えば、アリバイ的に施設の見学会をまさにひっそりと少人数で1回のみやったり、お話によると、そこでは何ら説明はなかったようではありますが、そういったことをされたり、また、広報紙に一方的なチラシを入れただけで何もしなかったに等しいものでありました。住民の皆さんはこのような行政の姿勢を許さず、1,400筆を超える署名を突きつきつけられ、中止を要請しました。しかし、町長は署名を提出した住民有志と会うことさえされず、署名を受けての再検討も行わず、とことん無視される態度を取られました。

このような水道料金値上げをめぐる町行政が取られた姿勢は、町長がふだんよく言われる住民との協働であるとか信頼関係の構築とも全く相いれないばかりか、主権在民を土台とする地方自治、まちづくりの基本を踏み外した暴挙であり、町長や行政の体質を現すものとして厳しく指摘しておきたいと思います。

その上で、幾つかの施策について述べておきたいと思います。

まず、新型コロナウイルス感染対策であります。政府の対策が常に後手後手になる中、また本格的な感染拡大が現実になる中で、本町として何をすべきか、どう動くべきか、難しい判断の多い1年だったと思いますが、ワクチン接種が比較的スムーズ

に進められた点や、徐々にではありますが、福祉現場等での定期検査を実施された点、生活支援での大学生等も含めた給付金支給や水道基本料金の免除などは評価できます。

その一方、早い段階で事業化したPCR検査補助が未実施で活用されなかったことも含め、検査体制に大きな弱点があったこと、第5波、第6波の中で自宅療養が強いられる事態の中、地域での診療体制や療養者への支援体制が不十分であったこと、感染対策全般にわたる必要な情報発信や情報提供が十分でなかったことなどが挙げられます。現在の第7波においては、感染者の激増と自宅療養の常態化、また地域の拠点病院がクラスターで一定期間、外来も救急も受け付け停止する事態が発生したことも踏まえ、ますます地域での検査や診療体制の強化が求められており、令和3年度の教訓も踏まえた対策強化を望むものです。

次に、茶業の凍霜害支援についてであります。町としての支援は、10アール当たり4,000円の肥料代支援、農家も含む事業者支援金5万円がありました。町の限られた財政では自ずと限界があるのは仕方がない面もございますが、防霜対策等での補助の拡充等、もう少し努力できた面もございます。

また、府の支援があまりにも貧弱だったことを踏まえると、京都府に対して一般的な要望を強めるだけでなく、日常的に具体的な施策の要望を行うことが重要と思います。

同時に、令和3年度の凍霜害は、防霜ファンや被覆棚など、これまでの防霜対策では対応できず、対策のさらなる強化を迫るとともに、気候変動の危機と打開への真剣な努力が求められていることも浮き彫りにしました。お茶の町として、基幹産業を守るために何が必要かを主体的に考え、提案し、行動することが今まで以上に求められていると考えております。

次に、定住促進についてであります。

令和3年度の人口動態は、出生数が10人とどまり、転出超過も含め、前年度比103人減となり、少子化の加速や人口減少傾向に歯止めがかかっておりません。根

本的には国の地方や農村軽視の姿勢や施策がございますが、コロナ禍の下、都市から農村への動きも言われるものの、本町としてその流れを生かす、または呼び込む取組がまだ途上と言いますか、弱いと言えます。本町にとって最大の課題は住宅の整備、確保であることはこの間繰り返し指摘していることでもありますし、町としても認識されていると思いますが、打開の方向は3年度においても見えませんでした。

空き家対策としては、空き家登録数や契約件数の一定の増加が見られ、努力の跡が感じられます。しかし、これまでも指摘しているように、住まいの安定的な供給や確保、多様なニーズに応えるには公的な住宅の一定数の整備や確保が不可欠です。数年後に予定されているトンネル開通も見越した計画的な住宅整備、確保の方針を直ちに持つべきではないかと思います。民間活用を否定はしませんが、それ頼みではなく、町として本気で定住を進める責任こそ果たすべきと考えます。

また、子育て支援につきましては、これまでの施策の継続を土台に、新生児への給付金や大学生等も対象にした支援金給付など、コロナ対策の交付金を活用した事業が行われた点は評価できますが、コロナ対策事業はあくまで一時的な特別対策であり、令和3年度に恒常的な事業での新たな取組や拡充はありませんでした。新生児の支援金や保育料の完全無償化などは令和4年度予算において新たに事業化された施策もありますが、奨学金制度の対象縮小や、なお高い高校生等の通学負担、学童保育や学校教育での残された負担など、課題はまだ多くあります。これまでの施策を土台にさらに踏み込んだ支援の拡充を検討していただきたいと思います。

給食費無償化や18歳までの医療費無料などはもちろん先進的な取組ではありますが、現在は決して珍しくありません。また、特別ではなくなっております。経済的負担への支援が少子化対策や定住対策として万能とは考えておりませんが、不可欠であることは明らかであり、できること、必要なことは全てやる姿勢で引き続き努力していただきたいと思います。

次に、公共交通についてであります。令和3年度は、前年度まで検討されてきた

カートによる地域交通の構築が白紙に戻り、一からの再検討となりました。その中で、奈良交通バスの一部廃止やデマンド型車両による運行等の方向性が示されてきました。これまで具体的な方向性がなかなか明らかにならなかったことからすれば、前進と見る面もありますが、根本課題と十分向き合えていない面も否めません。

本町に限りませんが、公共交通離れの大きな理由は利便性と重い負担にあります。現在の路線バスは鉄道がなく、唯一の公共交通という本町の事情からも必要な存在ではありますが、利便性の確保や負担の問題では限界があり、必要ではあるが利用につながらない実態があります。しかし、令和3年度に示された方向性は、基本はあくまで路線バスの維持に主眼があり、デマンド型の導入も路線バスへのアクセスという限定的な方式に基本的にとどまっていますし、負担の面ではほとんど改善が見られません。

令和3年度の検討を踏まえ、この9月末から実証運行がスタートする予定ですが、利便性の向上と負担軽減という根本課題の抜本的な改善があまり期待できない中では大きな限界があるようにも思いますし、路線バスの維持に縛られない方向性の検討も併せて進めるべきではないかと考えます。

次に、総合保健福祉施設の整備に関わる問題についてです。

質疑では取り上げることはできませんでしたが、討論の場で一言述べておきたいと思います。

私は、令和3年度予算の審議、討論において、整備場所選定をめぐる町行政の不透明で不可解な対応について指摘いたしました。令和3年度においては、施設の設計を託す業者選定、契約をめぐる不透明で不可解な町行政の対応が明らかになりました。それはプロポーザル契約のあり方をめぐり業界全体をも揺るがす事態にまでなりました。自ら策定した契約のルールを根拠も示さずに自ら覆した町の対応は、「何か不正があったのではないか」との住民の不信を招き、丁寧な説明を求める事業者への不誠実な対応は業界の不信を招き、結果的に、町の信頼を大きく損ねる事態となりました。

その意味での町長、町行政の責任は極めて大きいと言わざるを得ません。

最後に、相楽東部広域連合の在り方、特に教育委員会の連合による運営の見直しの必要性について触れておきます。

教育委員会が連合に統合されて10年以上が経過しましたが、3町村の広域連合によって教育委員会を運営する意味はますますなくなっております。むしろこの間のコロナ禍の中で弊害でしかなくなっております。未曾有の感染症パンデミックの下で、子どもたちの命と健康を守り、学びと発達を守り育むためには、より身近で密着した、よりきめ細かな、より迅速に対応できる教育行政が求められます。地域にある学校や子供たちめぐる環境、地域での文化や学術、スポーツに関わる問題に、地域の議会や行政が直接関われない現在の状況はやはり異常であり、適切とは言えません。それは、全国的には、東部連合の後に続く例は今なお皆無であることに表れているのではないのでしょうか。その現実を受けとめ、子供たちや地域にとって教育行政は本来どうあるべきかを今こそ考え、教育委員会事務を各町村に戻すことを真剣に検討すべきときだと思えます。

以上の点について意見を述べ、反対討論と致します。

次に、議案第3号 国民健康保険特別会計決算についてです。

新型コロナウイルスによる感染拡大が本町でも本格化した中、国民健康保険が果たす役割はますます重要ですが、その役割を果たす上で大きな矛盾となり、逆に被保険者の命と健康、生活を脅かす状況が存在します。

その点について2点に限り指摘しておきます。

一つは、やはり税負担の重さにあります。

令和3年度は保険税率の見直しが行われ、資産割の廃止などもあり、全体として減税になりましたが、資産割廃止の恩恵を受けない、または各税率の見直し、特に介護納付金の大幅値上げの影響を受けた世帯などではむしろ大幅増税になり、バランスを欠く改定となりました。これは避けられた増税であり、4,000万円以上の黒字決

算から考えても十分対応できたものであったと考えます。また、一定の負担軽減があったとはいえ、なお負担は重い状況があり、根本的な負担軽減が必要であります。

二つ目は短期保険証の問題です。

短期保険証は、保険証の切り替え時期において、一定額の保険税の滞納が存在する世帯に対し発行され、滞納対策を主な目的としております。短期保険証は3か月、6か月、12か月など、滞納世帯の状況に応じて発行され、期限を節として納税や相談の機会を持てるとされています。

もともと短期保険証が使われ始めた当初は、いわゆる悪質滞納者対策だと言われてきましたが、今では、一般的な滞納や納税対策としても使われるようになっております。これまでも指摘してきましたが、正規の保険証を渡さず、短期保険証を発行するやり方には大きな問題があります。まず前提として、国民健康保険制度は国保法第1条にもあるように単なる支え合いの保険制度ではなく、社会保障制度であることです。よって、国保制度による権利や給付などは保険税と引換えにより受けるものではなく、憲法25条に基づく権利としてあるもので、保険税への対応はそれとは別の性格のものであり、懲罰的に保険証の扱いに差をつけることは不当と言えます。

また、短期保険証は滞納をしている被保険者に渡していることから、短期保険証を持っていることは、イコール滞納者であることを医療機関や不特定の方に示すこととなります。税の滞納の有無は極めて個人情報であり、そのことを容易に推察される、確認される状況を発生させることは明らかに個人情報の意図的な漏洩であり人権侵害です。

さらには、期限付きの保険証は期限が切れれば全額自己負担になり、それを理由に医療機関への受診が妨げられ、早期発見・早期治療が妨げられ、手遅れになる危険性が常にあり、実際に全国的な調査では、短期保険証の方がそういうケースで手遅れになり、亡くなるケースも多発しています。つまり、短期保険証は被保険者の命と健康を脅かす危険性が否めないものであります。命と健康を守るべき国保制度の目的と大

きく矛盾することは明らかあり、発行すべきではありません。

国保は国民皆保険の最後の砦と言われ、皆保険を支える制度である一方、失業者をはじめ不安定雇用や自営業者、年金生活者など、低所得や不安定収入の世帯、個人が多くを占める実態があります。しかも雇用主が半分負担する社会保険等とは違い、被保険者の負担が大変重いという矛盾を抱えています。ですから、本来はしっかりとした国の財政負担がなければ支えられないにも関わらず、国が国保への財政支出を減らし続け、自治体の一般会計からの繰入れも抑制させる中、被保険者の保険税負担が異常に重くなり、滞納を生みやすい状態を生んでおります。短期保険証はそういう経過や国の責任放棄を棚上げし、「払えない人が悪い」「不公平を生む」などという自己責任を押しつける手段と言えるものです。短期保険証での対応は直ちにやめて、全ての被保険者に正規の保険証を渡し、納税相談等の対応はそれとは別にやるべきと考えます。

以上をもって反対討論といたします。

次に、認定第4号 簡易水道事業特別会計についてであります。

令和3年度においては料金値上げは行われておりませんが、一般会計決算認定の反対討論でも述べたように、料金値上げ条例の提案に至る水道事業者としての町行政の対応は水道利用者としての住民への説明も意見聴取も怠り、十分な理解を得る努力も全くなされないまま、最高で2倍もの大幅値上げを強行するなど、あまりに乱暴でずさんと言わざるを得ず、そのような姿勢で執行された事業はとて賛成できません。また、実質的に、条例改定の影響は令和3年度末の一定期間の水量が受けており、それへの考慮を欠いた点でも賛成できません。

以上、反対討論といたします。

次に、認定第5号 下水道事業特別会計についてであります。河川等の環境改善や生活環境の改善など下水道事業が果たす役割は理解いたしますが、依然として接続に伴う負担の軽減など、有効な未接続世帯対策が行われていないことは引き続き大き

な問題であり、早期に具体的な手立てを打つべきであることを指摘し、反対討論いたします。

次に、認定第6号 介護保険特別会計についてであります。

最大の問題は、令和3年度から改定された第一号被保険者の介護保険料の大幅引き上げにあります。前年度まで基準額で月6,200円が月7,600円と1,400円もの引上げとなり、京都府内で再び最高額という不名誉な事態となりました。

町長はよく保険料の高さはサービスが充実している証拠のように言われますが、それは正確ではありません。保険料引上げの際に議論したように、本町の保険料の高さは介護サービスが充実しているからではなく、地域での在宅サービスが乏しく、その結果、施設利用に頼らざるを得ない背景や状況があることが大きな問題です。根本的な要因は、国の介護予算の削減を背景にした介護保険制度の構造的問題がございますが、保険者として地域の介護サービスの在り方をしっかり検討し、安心できるサービス基盤の整備に責任を持つことを強く要望するものです。

決算では保険料値上げ分を十分カバーできる黒字を計上しており、負担軽減は十分可能と言えます。また、政府の施策として、高齢者施設の減収対策としての介護報酬の加算が行われましたが、その分が利用者に転嫁される事態となっております。しかし、利用者には何ら言われのない負担増であります。政府が負担するのが責任であります。町として独自の対応もできたはずであります。コロナ禍の下、時限的措置も含め、迅速な対応を強く求めておきたいと思っております。

以上、反対討論いたします。

最後に、認定第7号 後期高齢者医療特別会計についてであります。保険料軽減措置も廃止が強行され、コロナ禍の下、高齢者の負担はますます厳しくなっております。保険料値上げに加え、窓口負担の引き上げ等も今後行われようとする中、ますますこの制度の矛盾が拡大しております。

そもそもこの制度は年齢によって医療を差別する憲法違反の制度であり、直ちに廃

止すべきものです。町としての独自の軽減策の検討や実施を求めるとともに、一日も早い制度の廃止を強く求めて、反対討論といたします。

○委員長（岡田 勇君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

4番、村山委員。

○4番（村山一彦君）

賛成です。

それでは、私は、令和3年度和束町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論いたします。

令和3年度の決算状況について、一般会計の歳出総額を前年度と比較すると0.03%増の37億8,149万円となり、実質収支額は4,034万3,000円の黒字となりました。

新型コロナウイルスは未だ衰えることなく次々と変異株が発生するなど、猛威を振るい続けており、住民生活や経済活動にも多大な影響を与えています。町政運営においても事業の中止や縮小、見直しを余儀なくされ、各部署がそれぞれの立場で感染症対策や支援策に奔走され、例年とは一変した町政運営を強いられることとなりました。

一方で、令和3年度は9月に新たな総合計画が策定され、第4次総合計画の集大成、また、第5次総合計画の幕開けの年度でもあり、本町の転換期を迎えた中で、様々な施策を展開されてきました。

まず、新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種について、医師会をはじめとした関係機関と連携しながら全庁的な接種体制を構築し、迅速に接種を進められました。

また、刻々と状況が変わる中、時機を逸することなく、地域経済の好循環を目指した生活応援商品券事業や新生児から大学生までの子育て世帯、非課税世帯、事業者、各地元区など限られた財源の中で、支援が必要な対象者に対して適切な支援を行うな

ど、住民生活の下支えとなる施策を展開されました。

また、保健・医療・福祉の総合的な拠点として総合保健福祉施設を整備するため、機構改革により新たに「総合施設整備課」を設置し、整備に向けた体制を構築されるとともに、建設委員会等での慎重な議論の下、設計事業者の選定など本格的な取組を進められました。

さらに、大幅に増加した普通交付税について、減債基金や地域福祉基金へ積立てを行い、財源の確保と将来にわたり安定的な財政運営を継続できるよう努められております。

本町の喫緊の課題であります人口減少や少子高齢化の解消について、保育園耐震改修事業に向けた仮園舎として東保育園・いきいきこども館の改修を行うとともに、保育料や医療費、給食費などの無償化を継続し、子育てしやすいまちづくりに向けて、引き続き、取組を推進しておられます。

また、近年、重点を置いて取り組んでいる移住・定住施策についても例年以上に移住者が増加し、取り組みの成果が実を結びつつあります。

その他にも、災害の激甚化が進む中、老朽化に伴い、架け替えが必要と診断された祝橋の架替工事や河川の浚渫など住民の命と暮らしを守るための取組、利便性と財政負担とのバランスを考慮した新たな地域公共交通体系の検討、凍霜害を受けた茶業に対する支援、「茶源郷行政情報配信システム」の更新及び機能強化など、安心して住みやすいまちづくりのための取組を推進されてきました。

以上、令和3年度は、第4次総合計画の集大成となる事業の推進と第5次総合計画に掲げる将来像「和の郷 知の郷 茶源郷和東」の実現へ向けた第一歩となる事業を展開されました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、原油価格・物価高騰による影響は、住民生活、行財政運営ともに非常に大きな影響を与えております。このような中、総合保健福祉施設をはじめとする大規模な施設整備が開始されるところでありますが、犬打

峠トンネルの開通や中長期的な財政展望を見据えた上で着実に事業を進められるとともに、併せて、足元の住民の暮らしを守る取組についても引き続き実施され、新たな第5次総合計画に掲げるまちづくりの実現に向けた様々な取組を推進されることをお願い申し上げます。令和3年度和束町一般会計歳入歳出決算について賛成するものでございます。

委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○委員長（岡田 勇君）

3番、藤井委員。

○3番（藤井清隆君）

認定第3号につきまして、賛成討論を行います。

私は、認定第3号 令和3年度和束町国民健康保険特別会計決算について、賛成の立場から討論いたします。

令和3年度の決算状況について、事業勘定の歳出総額を前年度と比較すると5.5%、約3,207万円の減少、直営診療施設勘定でも5.2%、約473万円の減少で、両勘定合わせて4,371万6,582円の黒字決算となっています。事業勘定において主要な歳入の一つである国民健康保険税の収納率は、現年度分、滞納繰越分ともに前年度を上回っており、今後とも地方税機構との連携を強化し、さらなる収納率の向上に努められることを期待いたします。

一方、医療費負担は、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えが回復傾向にあったことなどから、事業勘定の保険給付費は前年度と比較すると3.1%、約1,162万円の増加となりましたが、直営診療施設勘定の診療収入は12.2%、約598万円の減少となり、依然として、受診控え等の影響が大きかったことが伺えます。過度な受診控えは、疾病発見の遅れや重症化につながりかねません。

直営診療施設勘定においては、新型コロナウイルス感染症への診療体制の充実、ワクチン接種対応の継続と併せて新所長の下、3年後の総合保健福祉施設稼働開始を見

据え、新たな診療体制での直営診療所運営の充実・強化を、また、事業勘定においては、医療保険者として被保険者の疾病予防と早期発見のための保健事業の取組にこれまで以上に努めていただき、安定した事業運営が図られることを期待し、私の賛成討論といたします。

委員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

6番、井上委員。

○6番（井上武津男君）

賛成です。

それでは、私のほうから、認定第4号、第5号について賛成討論を行いたいと思います。

私は、令和3年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

最初に、令和4年度からの大幅な水道料金改定については、簡易水道事業運営に対し、住民の深いご理解の下、なし得たものと大変感謝申し上げる次第であります。

和束町簡易水道事業統合事業は平成27年度に事業を着手、令和2年度をもって一元化事業も完了し、清浄で安全な水が安定供給され、その整備効果は現れています。このことによって施設の一元管理ができるようになり、平常時の管理業務は大きく軽減が図られたと受け止めています。統合事業に要した経費の起債償還、旧西部水源内の配水管路老朽化、中央浄水場濾過材整備など、維持管理していく上では多くの課題が山積、今後の財政運営に大きくのしかかってくることは言うまでもなく、さらなる経営努力に努めていただきたいと思います。

また、国の動きとしては、事業の広域化や公営企業会計導入など、簡易水道事業を含む公営企業会計自体が変革期を迎え、本町においても令和2年度より総務省のモデル事業を活用し、笠置町、南山城村との広域化、公営企業会計、水道台帳整備事務に

着手したとのことですが、現行決算から見えてくる近年の有収水量の減少は著しく、令和3年度水道料金徴収率がほぼ100%であったにも関わらず、使用料の収入減が顕著に現れています。

こうしたことから、今後の水需要が大きく伸びることは考えられませんし、原油や電気代の高騰などから、給水原価が供給単価を上回る状況であったり、統合に要した経費の起債償還だけでなく、毎年度借入れが見込まれる資本費平準化債などにより、これまでの既往債に係る公債費負担率は、今後上昇が見込まれることは決して健全経営とは言えない状況です。

また、いまだかつて終息が見えないコロナ渦において、日常生活に及ぼす影響は多大であり、水道使用料自体が住民生活に大きな負担となりかねないことなど、不安要素も多々あります。

今後の事業運営には丁寧な説明責任を果たしていただき、次の世代に負担を残すことのないよう日々の業務に取り組んでいただくとともに、国が示す広域化や公営企業会計への移行など、ソフト面においても、正確かつ敏速に対応され、施設に係る維持修繕、日常の管理費などにはさらに工夫を凝らしながら水道使用者の負担増を極力抑え、安心・安全な水の供給に取り組んでいただきたい。

また、懸案となっている水道使用料の滞納整理についても積極的に取り組まれている姿勢は、重ねて職員各位の努力の賜物と敬意を表するところでありますが、これに甘んじることなく日々の業務に当たっていただくことを切にお願い申し上げ、令和3年度和束町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について賛成するものであります。

委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

次に、認定第5号 令和3年度和束町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

下水道は、国民共通の社会インフラで、河川などの公共用水域の水質汚濁防止や良好な水環境を創設するためには欠かせないものであり、循環型社会を形成するために

も重要な事業の一つです。下水道の基本的な役割である良好な水環境を創出し、住民の快適な生活環境の確保に取り組むため、限られた予算の中でコスト縮減と事業の効率化を図り、効率的な費用対効果の高い事業を行い、平成24年度に計画区域における整備率約100%を達成し、整備効果は一応に発揮しているものと判断します。

しかしながら、ここ数年の決算は、機器の更新・交換に伴う工事費や機器修繕費の支出が多額になってきていることは言うまでもなく、本定例会初日の一般質問の答弁などからも、施設の老朽化が現れてきたことは令和3年度の決算からも顕著に読み取れます。

経常的に係る経費に合わせ修繕費がかさむことは予算全体を圧迫するだけではなく、現行の料金収入だけでは賄い切れておらず、一般会計からの繰入れが年々増額するという負の連鎖に至っていると言わざるを得ません。

また、担当課からは、国からの指導の下、下水道事業の広域化、令和5年度に向け公営企会計への移行という説明を受け、事務事業も年々煩雑になり、ハード・ソフト両面においてますます下水道事業経営が厳しくなることが明確になっています。

現在策定中の「長寿命化計画」、「ストック計画」、「業務継続計画」の下、「早期の料金改定」、「下水道事業の広域化」、経営を客観的に判断するための「公営企業会計の運用」なども視野に入れた抜本的な経営改革は必須となっているのが現状です。

いまだかつて終息の見えないコロナ渦の中、経済活動は低迷の一途にあり、利用者の立場からすれば負担の軽減に向けたさらなる取組を求めるところですが、本町において下水道事業の独立採算は困難であり、さらなる日々の日常管理を徹底いただくとともに、今回の一般質問にもありましたように、特に浄化槽整備事業との関連性を十分に図りながらコスト縮減と事業の効率化を目指し、工夫を凝らした事業執行により水環境の改善と生活衛生の向上を図っていただきたいと思います。

下水道特別会計を客観的に判断し、多々苦言を呈しましたが、日々の維持管理では

安定した水処理、致命的な事故もなく運営されていることなどを勘案し、また担当課職員の運営努力に敬意を表し、令和3年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算については賛成するものです。

以上、委員各位の賛同を期待し、私の賛成討論といたします。

○委員長（岡田 勇君）

2番、高山委員。

○2番（高山豊彦君）

賛成です。

私は、認定第6号 令和3年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成の立場から討論をいたします。

介護を社会全体で支えることを目的に介護保険制度が創設されて22年が経過し、和東町では現在およそ380名の方が要介護認定を受けておられます。サービス面で見ますと、特別養護老人ホームや老人保健施設などに約90名の方が入所され、200名を超える方がデイサービスやホームヘルプサービスなどの居宅介護サービスを受けておられます。

令和3年度における保険給付費は総額約6億2,600万円余りとなっており、第8期介護保険福祉計画で見込んだ給付費より1%余りの増となっており、事業計画に基づく円滑な制度運営がなされていると判断されます。

また、平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、介護認定を受けずとも、基本チェックリストによる判定のみで生活支援サービスが利用できるようになり、生活支援サービスに係る費用として約900万円余りの額が、また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策をしながら、いきいき元気塾やすこやかフアイト教室などの介護予防事業としておよそ490万円余りの額が支出され、高齢者の自立に向けた取組が続けられていると評価できるものです。

また、利用料負担の低所得対策として、高額介護サービス費などにおよそ2,00

0万円、施設サービスに係る食費、居住費の自己負担額の軽減を図る特定入所者介護サービス費に3,600万円余りが支出されており、低所得の方でもサービス利用が困難とならないよう適切な運用がなされています。

本町の介護保険料は全国平均より高くなっていますが、これは先ほど述べましたように、多くの高齢者が施設入所や在宅サービスを利用されているためで、コロナ禍であっても、介護が必要な方にサービスが十分に提供されていることから、それだけ和束町の介護サービスが充実していると言えるものです。

今後も一層の保険給付費の適正化を要望して、私の賛成の討論といたします。

委員各位の賛同を期待いたします。

○委員長（岡田 勇君）

5番、吉田委員。

○5番（吉田哲也君）

賛成です。

私は、認定第7号 令和3年度和束町後期高齢者医療特別会計決算について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年の制度創設以来、安定した制度運営が図られ、住民の中に定着した制度になってきています。こうした中で、令和3年度和束町後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額が約7,628万円、歳出総額は約7,574万円となっており、歳入歳出差引額は約54万円の黒字であります。

収入の主なものは保険料収入で約4,740万円、収納率は現年度分、滞納繰越分ともに前年度を上回っております。

また、歳出については後期高齢者医療広域連合への納付金のほか、被保険者を対象とした健康診査等の保健事業も国民健康保険と歩調を合わせて積極的に展開されており、いずれも適正な予算執行が行われております。

新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えも回復の状況にありますが、今後

さらなる被保険者の健康の維持・増進への取組に努めていただき、医療保険制度の安定した事業運営を図られることを要望し、私の賛成討論といたします。

委員各位の賛同をお願いいたします。

○委員長（岡田 勇君）

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

認定第1号 令和3年度和東町一般会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第1号 令和3年度和東町一般会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第2号 令和3年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、認定第2号 令和3年度和東町湯船財産区特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第3号 令和3年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第3号 令和3年度和東町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第4号 令和3年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第4号 令和3年度和東町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第5号 令和3年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第5号 令和3年度和東町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第6号 令和3年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第6号 令和3年度和東町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

認定第7号 令和3年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、認定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、認定第7号 令和3年度和東町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

以上で、本特別委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に一任をいただきますようお願いいたします。

これをもって、決算特別委員会を閉会いたします。

なお、議長から報告があり、来る9月21日午前9時30分より定例会が本議場で再開されますので、ご参集下さるよう通知いたします。

本日はご苦勞さまでした。

午後 4時13分 閉会

令和 4 年 11 月 28 日

決算特別委員会委員長 岡 田 勇